

(第一類 第三号)
衆議院 第八十九回国会
法務委員会 議録 第三十九号

四一五

きまして、解剖実習を含む死体取り扱いに係る専門的な研修を数ヵ月間行つております。さらに、その後につきましても、その資質を向上させるために、毎年、全国会議を開催するなどいたしまして、各都道府県警察における参考事例等についての情報共有を図つておるところでございます。

警察といたしましては、引き続き、各都道府県警察の死体取扱件数や臨場率の推移を見守りながら、犯罪死の見逃し防止に必要な体制の確保に努めてまいります所存でございます。

○國重委員 ありがとうございました。

作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。」とされております。現在の取り組み状況について伺います。

○露木政府参考人 検査の部分についてお答えをいたします。
死因・身元調査法に基づきまして警察において検査を実施しました死体の血液等につきましては、各都道府県警察において、個別事案ごとに判断をした上で、必要性が認められる場合には適切に保管がされているものと承知をいたしております。

○林政府参考人 司法解剖に伴つて採取された臓器等の鑑定資料につきましては、鑑定廃分許可基準に基づく効力、あるいは死体解剖保存法等の規定に基づく

しているというふうに聞いておりますけれども、その進捗状況についてお伺いいたします。

○林政府参考人 委員御指摘の点につきまして、再鑑定を可能にする資料の保管等につきましても、やはり現在、関係機関等と協議をしているところです。

○國重委員 今、あつさりと、協議をしているところですというのがあつて、これは、私も、きのうもさまざま意見交換をさせていただきました。

大分前からこれについては協議をしているということですけれども、この死因究明制度に関して、時津風部屋事件とパロマ事件とが起つて社会問題になつて、今、これに力を入れていくところで、

うことでござります。これは、きのう資料をいただきましたで確認をさせていただきました。ただ、警察も今、マンパワー不足の状態のこともあると聞いておりますので、検視官をふやすためには、やはり警察員の増員も必要かと思います。

それとともに、今、資質の向上に向けた取り組み、研修等もおっしゃられました。非常に重要なことだと思います。ただ一方で、現場の方から聞きますと、研修とかで専門性が高まると、こだわりの落とし穴というか専門の落とし穴ということです、自分の目視で十分だということで、かえって解剖とかを軽視するような傾向性がある場合もありますと聞いていますので、そういうことも含めて、資質の向上に向けた取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

統しまして、検視の報告にかかるる書類作成等の事務の合理化について伺います。

検視に関する報告書の様式、内容、これは全国各地によつてまちまちであると聞いておりまます。死体取扱件数がふえて検視の負担も増大している中で、やはりこれは合理化を図つていかなければならぬということと、この検視に関して、平成二十六年六月に閣議決定された死因究明等推進計画の中で、「法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類

ります。やはり、この死因究明制度をしっかりと推し進めていく上でも、こういったものについても、目標時期等も定めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

手続きまして、再検査、再鑑定^{鑑定}を可能にするための、死体の血液、体液、臓器等資料の適切な保管についてお伺いします。

再度資料一をごらんいただけますでしょうか。

先ほど、犯罪による死亡の疑いがある死体は死体といって、検視が行われると言いました。検視をした結果、犯罪の疑いがあると判断された死体につきましては、司法解剖が行われることになります。また、検視に回ったそれ以外の死体のうち、警察署長が必要と認める場合には、薬毒物検査や死亡時画像診断などの検査を実施することになつております。

そこで、死因究明に当たつては、司法解剖、またこの検査というものが重要になつてしまります。昨年度検査が行われた死体は、ここにも書いてありますとおり、十万九百九十二体ということになつております。また、司法解剖がなされたものは八千六百八十四体になつております。これらには、遺体の血液、リンパ液などの体液とか、また臓器等が用いられます。

では、その検査また司法解剖を行つた後の資料ですね、血液とか体液とか臓器等、これについて

きまして、解剖医あるいは捜査機関において、必要に応じて適切に保存、保管しているものと承知しております。

○國重委員 今、それぞれ警察庁、法務省から答弁がありました。何かきちつとした明確なルールというよりは、必要に応じて資料を保管する、こういったことが現状であると思います。

ただ、やはり現実に犯罪の見逃しというようなことが事例として起きていることは事実ですし、また、検査についてどうやって行うのかといいますと、現場では、たくさんある検査項目をフルセットで行うのではない、ある程度の死因の予測を立てて、そこにターゲットを絞って必要な検査項目を実施しているというふうに聞いております。つまり、疑いがからなければその項目は検査されないことになつて、これが犯罪の見逃しにつながります。また、司法解剖を行つた死体についても、その後に捜査の状況が変わつて、再検査、再鑑定の必要が出てくることがあります。

現状、警察は、取扱件数が多いという事情などから、資料を使いつつ、ほば残さないこともあります。再鑑定をするための資料の保管については、法務省が法医学会、警察庁とも意見交換をして協議

すので、この保管の問題、これは非常に重要でございます。後で検査をしようとしても、それが保管されていないということであれば、直接証拠がないということになります。

特に、死因究明というのは、これで挙げられるのは死に闇する犯罪、殺人罪、業務上過失致死罪、こういったことになつてまいります。裁判制度でもこれが取り扱われることになります。裁判員の方は素人ですので、やはりできるだけわかりやすい裁判にするためにも、また、死因究明、犯罪見逃し防止のためにも、この保管は極めて重要だと思いますので、先ほどと同じく、目標の時期もしっかりと決めて、ぜひ、これに関しても、しっかりととした保管のための基準といったものを確立していただきたいと思います。

続きまして、薬毒物検査、死亡時画像診断等の地域間格差の是正についてお伺いいたします。

先ほど申し上げました検査、また死体に対する解剖状況、これに関しては、都道府県により大きくな差が存在するのが現状でございます。

解剖に関しては、平成二十六年中の死体取扱数に占める解剖総数の割合を見ますと、高い都道府県、これは、神奈川県が三四・三%、一番低いところが広島県で、一・八%です。この高低差、実に三三・五%ございます。

の保管は現在どのように実務上取り扱っているのか、お伺いいたします。

○露木政府参考人 検査の部分についてお答えをいたします。

死因・身元調査法に基づきまして警察において検査を実施しました死体の血液等につきましては、各都道府県警察において、個別事案ごとに判断をした上で、必要性が認められる場合には適切に保管がされているものと承知をいたしております。

○林政府参考人 司法解剖に伴つて採取された臓器等の鑑定資料につきましては、鑑定処分許可状の効力、あるいは死体解剖保存法等の規定に基づきまして、解剖医あるいは捜査機関において、必要に応じて適切に保存、保管しているものと承知をしております。

○国重委員 今、それぞれ警察庁、法務省から答弁がありました。何かきちつとした明確なルールというよりは、必要に応じて資料を保管する、こういったことが現状であると思います。

ただ、やはり現実に犯罪の見逃しというようなことが事例として起きていることは事実ですし、また、検査についてどうやって行うのかといいますと、現場ではたくさんある検査項目をフルセットで行うのではない、ある程度の死因の予測を立てて、そこにターゲットを絞つて必要な検査項目を実施しているというふうに聞いておりまます。つまり、疑いがからなければその項目は検査されないことになつて、これが犯罪の見逃しになります。また、司法解剖を行つた死体につつながります。また、司法解剖を行つた死体についても、その後に検査の状況が変わつて、再検査、再鑑定の必要が出てくることもあります。

現状、警察は、取扱件数が多いという事情などから、資料を使い切つて、ほぼ残さないこともあります。そういうふうに聞いておりますけれども、現場の意見をしっかりと聞いて、適切な資料の保管システムを早急に構築すべきというふうに考えます。

再鑑定をするための資料の保管については、法務省が法医学会、警察庁とも意見交換をして協議いたしました。

しているというふうに聞いておりますけれども、その進捗状況についてお伺いいたします。
○林政府参考人 委員御指摘の点につきまして、再鑑定を可能にする資料の保管等につきましても、やはり現在、関係機関等と協議をしているところです。

○國重委員 今、あつさりと、協議をしているところです。というのがあって、これは、私も、きのうもさまざま意見交換をさせていただきました。大分前からこれについては協議をしているということですけれども、この死因究明制度に関して、時津風部屋事件とパロマ事件とが起こって社会問題になつて、今、これに力を入れていくところでありますので、この保管の問題、これは非常に重要でございます。後で検査をしようと思っても、それが保管されていないということであれば、直接証拠がないということになります。

特に、死因究明というのは、これで挙げられるのは死に関する犯罪、殺人罪、業務上過失致死致病罪、こういったことになつてまいります。裁判制度でもこれが取り扱われることになります。裁判員の方は素人ですので、やはりできるだけわかりやすい裁判にするためにも、また死因究明犯罪見逃し防止のためにも、この保管は極めて重要なだと思ひますので、先ほどと同じく、目標の時期もしっかりと決めて、ぜひ、これに関しても、しっかりととした保管のための基準といったものを確立していただきたいと思います。

統しまして、薬毒物検査、死亡時画像診断等の地域間格差の是正についてお伺いいたします。先ほど申し上げました検査、また死体に対する解剖状況、これに関しては、都道府県により大きさが存在するのが現状でございます。

解剖に関しては、平成二十六年中の死体取扱数に占める解剖総数の割合を見ますと、高い都道府県、これは、神奈川県が三四・三%、一番低いところが広島県で一・八%です。この高低差、実際に三一・五%でございます。

次に、薬毒物検査につきましては、この実施割

合の高いところ、長野県、九七%、一番低いところが神奈川県、八・五%。この高低差、八八・五%ございます。

また、死亡時画像診断の実施割合、一番高いところが山梨県、五三%，低いところ、これは、警視庁、東京都、〇%，神奈川県、〇・一%ということになりますおりまして、この高低差、五三%ということになつております。

解剖の実施件数が多い都道府県では検査の件数が低くなるというような相関関係、こういった事情もあるかと思ひますけれども、それを考慮した上でもなお、やはりこの地域間格差は著しく大きいというふうに思ひます。また、この背景には、地域ごとにある都道府県警察のカルチャー、文化化、傾向性、これまでの慣習、こういったものがあるというふうにも聞いております。

薬毒物検査、死亡時画像診断等の地域間格差のは正に向けて、今後、取り組みが重要になつてくると思ひますけれども、これに関する見解、今後の取り組みについて伺います。

○露木政府参考人 私ども警察が実施しております薬毒物検査等の件数につきまして、都道府県によつて差が見られるというのはそのとおりでござります。

ただ、薬毒物検査にいたしましても、あるいは死亡時画像診断につきましても、先ほどちよつと委員がお触れになりましたけれども、警察で実施するものだけではございませんで、司法解剖等の際に執刀医があわせて実施するというものもござりますし、また、死亡時画像診断につきましては、救急搬送先の病院において実施されるというものも一定数ございます。これも、各都道府県においてそれぞれ数字はまちまちということでござります。したがいまして、警察で実施した件数のみで取り組みの是非を判断するというのはちょっと難しいのかなというふうに思つております。

いざれにいたしましても、警察厅といたしましては、引き続き、検査あるいは解剖が適切に実施をされ、犯罪死の見逃し防止に資するように、必

要な予算の確保に努めるとともに、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○國重委員 この地域間格差の是正に關しても、これは、今取り上げた問題ではなくて、もう数年前から言われて続いている問題ですので、これについても、今答弁でもありますけれども、都道府

県警察への指導等、ぜひよろしくお願ひいたしました。続ぎまして、司法解剖謝金、検査費等に関するお伺いしたいと思います。

死因究明制度は今、日本は諸外国に比べて脆弱ですけれども、しっかりととした体制をつくっています。上でも、この謝金、検査費等の十分な確保といふのは極めて重要なと考へております。

ここで、それぞれについて法務省、警察庁、海上保安庁に聞こうと思いましたけれども、時間の関係で、少し海上保安庁に聞いていきたいと思います。

○奥野委員長 國重君の質疑は終わりました。次に、山尾委員長。

○山尾委員 おはようございます。民主党の山尾です。

きょうは、先日、矯正医官の法案をこの法務委員会で通過させましたけれども、刑務所の中のお医者さんにかかる問題点、前回質問できなかつた二つのテーマがござりますので、その二つを質問させていただきまして、そして残りの時間で、以前から維新の重徳委員が何回か取り上げてくださいといつたふうに思います。テーマは三つになります。これは、海上保安庁の司法解剖謝金、平成二十一年度予算の積算内訳でござります。

これに関して、「司法解剖謝金」と書いて、この内訳のところで、(1)のところでは、例えば司法解剖謝金として百十八体掛ける九千九百九十四円ということが書いております。ただし、実際には、一体

が一時間でできるわけではなくて、平成二十六年度、司法解剖にかかる時間は平均して二・九時間というふうに聞いております。この数字が入っておりません。ですので、実績ベースと比べますと非常に乖離がござります。予算をとつていても

のよりも実際に使つた金額の方が多いということです、この予算で賄つておられるわけではないという現実がござります。

これはぜひ是正しないといけないと思つておりますけれども、今後の取り組みについて伺います。

○秋本政府参考人 ただいま先生から御指摘いたしました点でございますが、海上保安庁では、取り扱う死体の解剖につきましては、従来から、

解剖に係る謝金や経費を實際には適切にお支払いしてきているところでござります。

ただいまの先生の御指摘も踏まえまして、引き続き、実績に合つた必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○國重委員 私がきのう聞いたところによりますと、今回からはしっかりと時間も入れて予算の確保に努めていくということも聞いております。ぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○國重委員 私がきのう聞いたところによりますと、今回からはしっかりと時間も入れて予算の確保に努めていくということも聞いております。ぜひよろしくお願いいたします。

○山尾委員 おはようございます。民主党の山尾です。

きょうは、先日、矯正医官の法案をこの法務委員会で通過させましたけれども、刑務所の中のお医者さんにかかる問題点、前回質問できなかつた二つのテーマがござりますので、その二つを質問させていただきまして、そして残りの時間で、以前から維新の重徳委員が何回か取り上げてくださいといつたふうに思います。テーマは三つになります。これは、海上保安庁の司法解剖謝金、平成二十一年度予算の積算内訳でござります。

これに関して、「司法解剖謝金」と書いて、この内訳のところで、(1)のところでは、例えば司法解剖謝金として百十八体掛ける九千九百九十四円ということが書いております。ただし、実際には、一体

が一時間でできるわけではなくて、平成二十六年度、司法解剖にかかる時間は平均して二・九時間というふうに聞いております。この数字が入っておりません。ですので、実績ベースと比べますと非常に乖離がござります。予算をとつていても

のよりも実際に使つた金額の方が多いということです、この予算で賄つておられるわけではないという現実がござります。

これはぜひ是正しないといけないと思つておりますけれども、今後の取り組みについて伺います。

○秋本政府参考人 ただいま先生から御指摘いたしました点でございますが、海上保安庁では、取り扱う死体の解剖につきましては、従来から、

務所に入つていらない人たちは何人いるんでしょうか。

○林政府参考人 平成二十七年九月三日現在でお答えしますと、刑務所で人工透析治療ができないとの理由で刑の執行を停止して収容待ちとなつている者の人数は百十名でござります。

○山尾委員 では、実際、刑務所の中で人工透析の治療を受けて受刑ができる人たちは何人いるんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

本年九月三日現在でござりますけれども、計四十名の被収容者が、刑事施設におきまして、刑事施設に整備されている人工透析機器によつて治療を受けております。そのうち四十名が受刑者でござります。

○山尾委員 受刑者四十名、受刑できないでいる人百十名。だから、受刑できている人が半分以下なんですね。これは、私も知らないで恥じておりますけれども、大変驚くべき事態だし、やはり早急に解決しなければいけない事態かというふうに思います。

現在、全国のこういつた施設で透析機器というものは何台あって、それは何台がしっかりと稼働でござります。

現在、全国のこういつた施設で透析機器というものは何台あって、それは何台がしっかりと稼働でござります。

○小川政府参考人 人工透析機器につきましては、現在、全国の矯正施設のうち、十一カ所の刑務所及び拘置所に計五十七台の人工透析機器を整備しております。

実際の稼働数につきましては、稼働数としてお答えするのはちょっと今データがございませんけれども、医師の不足ということもございまして、機器を用いた治療を実施できる医師が確保できなければなりません。

○山尾委員 機器は五十七台、受刑待ち百十名、受刑している人は四十名、医師不足もあって五十七台の機器全部がちゃんと稼働しているわけでもないということでお、問題点が見えてまいります。

機器が足りていない、そしてまた、それ以上に

しっかりと人工透析機器に習熟している刑務所の中の医師が足りていない、この両方があるんだと思いますが、この解決策としていかなる解決策を予定しているのか、お答えできますか。

○小川政府参考人 今後の対応策についてというところでございますけれども、先般、矯正医官の兼業等に関する特例法が成立いたしたところでありますので、こういった人工透析に対応できる医師も含めて、医官の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後、腎臓病患者等の受刑者もふえていくと予測されますので、その辺の体制整備を図つていきたいと考えております。

また、現在、国際法務総合センターの整備を進めおりまして、平成二十八年度に運営を開始する予定にしておりますので、ここにおきまして

も、医療設備を設けまして、人工透析機器を整備していきたいというふうに考えております。

○山尾委員 今、三つのことを言つていただきました。

まず一点、この間この法務委員会で通過をしました矯正医官、兼業ができたり研修がしっかりと受けられるということによってこの状況を改善していきたいと。一助になるということはなるんだと思いますし、その点は、この法案は意味がある法案だというふうに思います。ただ、この受刑待ちの人数ですか、あるいは、やはり人工透析といふのは相当専門的な技量が必要ですでの、必ずしも、この法案を通したからといって、この状況がすぐには改善されるというふうにも思えない状況であるわけです。

あと、二点目で、さらにこれから、やはり受刑者の高齢化、そしてまた当然医療の高度化もあつて、刑務所に入るべき人間が人工透析を必要としている、これがふえていくんだろうということでも局長からお話をありました。

これは、おっしゃったのでお聞きをするんですが、どのようにふえていくというふうに予測を立てて、今後どのようにそれをしつかり、今でも足

りていらない部分をふえた部分まで含めてカバーしていくということは、ある程度書写真はお持ちなんでしょうか。お伺いします。

○小川政府参考人 お答えいたします。

人工透析治療を必要とする腎臓病患者の今後の予測につきましては、明確な予測は困難でございますけれども、過去十年程度の数字を見ますと、やはりだんだんふえている状況にございます。

腎不全の患者数で申し上げますと、平成十七年

では六十数名でございましたけれども、これが平成二十六年におきましては八十名ということに

なっております。収容人員全体における腎不全患

者の割合を見ましても、平成十七年は〇・〇八%

前後、現在は〇・一三%程度でございますので、

全体的にふえている状況でございますし、これは

生活習慣病等の増加が背景にあると思われます

で、今後も同様な状況ではないかというふうに考

えております。

また、これに対する対応でござりますけれども、先ほど申し上げたように、国際法務総合セン

タ、先ほど二十八年度運営開始と申し上げまし

たけれども、正確には、二十八年度に完成しまし

て、二十九年度から運営を開始する予定でござ

ますけれども、ここに矯正医療センターという医

療センターを設ける予定でござりますし、そこに

三十床分の人工透析機器を整備するということを

予定しておりますので、こういった対応であると

思いますが、そのほかの既存の刑事施設における体制のさ

らなる充実ということもあわせまして対応してい

きたいというふうに考えております。

○山尾委員 この国際法務総合センターなんです

けれども、私が調べた限り、本来であれば今年

度、ことしの九月にもスタートするという予定で

最初計画がされていましたように思うんですけども、その事実確認と、そのスタートが、今でいうと平成二十九年度と二年前後おくれていてるわけ

ですけれども、その理由を教えてください。

○小川政府参考人 お答えします。

いたいと申上げましたのは一般的な方針とい

うこととございまして、透析を必要とする受刑者

をどのように集約するかにつきましては、人工透

析治療を必要とする患者数の動向等も勘案しなが

ら考える必要がございますので、現時点において

明確に決定しているわけではありませんし、方

針について明確にお答えすることはできない状況

でございます。

○山尾委員 ちょっとおかしいと思うんですね。

今局長の答弁で、やはり、この十年の推移を見

ても、人工透析を必要とする受刑者はこれから伸

びしていくトレンドだ、こういう認識をお示しに

なった。そして、今の待ちの状況を勘案しても、

どう考えても、新しいセンターをつくって三十台

を稼働させて六十名を診られるようになつても、

そこに全てを集約できるはずはないというのが数

字を見た上で、の当然の分析だと思います。

けれども、二十七年度中の完成といいますか運用開始を予定していたことはございませんけれども、もともとは平成二十五年度中の完成を見込んでおりました。それに比べればおくれていている状況があるわけでございますが、希少猛禽類の保護という問題があつたり、あるいは予定地周辺のインフラ整備の完成が平成二十九年度になるといった外的要因がございましたので、事業計画の調整を行なう必要が生じました。

そのため、もともと二十五年度中の完成を見込んでおりましたけれども、平成二十六年度になりまして、平成二十八年度、具体的には平成二十九年二月に完成する予定ということで予算措置を受けておりまして、平成二十六年十一月に着工し、現在工事を進めているところでございます。

○山尾委員 おくれの理由を聞く限り、予想外のこと�이起きたとか、そういうことではなさそうなのですが、とはいえ、今着工がスタートしているところが起きたとか、そういうことではなさそうなのですが、まだ決まっていないというような状況もまた、これまで決まっていましたが、決まった、まだやはり既存のものは置いておくという選択肢も決まりたということがよろしいんですか。

○山尾委員 とにかく理由を聞く限り、予想外の計画をしっかりと練つていただいて、完成から運用までの幅ができるだけ縮めるよう、今できることを最大限やつていただきたいというふうに思つています。

○山尾委員 今お聞きをしましたら、透析用の機器は三十台を予定しているというふうにお伺いをしました。これは何名が治療可能になる予定なんでしょう

か。

○小川政府参考人 矯正医療センターにつきましては、現在、運営に関する入札手続中でございますけれども、その中では、整備する人工透析機器は三十床でございまして、これを毎週月曜日、水曜日、金曜日の午前中に一回最大三十人に対して実施する、また毎週火、木、土の午前中に一回最大三十名に対して実施をする予定というふうにしていますので、これが実現すれば最大六十名の治療が可能となる予定でございます。

○山尾委員 今、受刑待ちが百十名ですので、六十名追加で対応できることになつても解消されないということになるんですねけれども、その分につ

集約センターはつくりながらも、既存の、今あるものも稼働しながら、何とかよっこいしょと、あわせてこの状況を解消していくといふうになろうかと思うんですけども、その点、もう一度お伺いしてよろしいですか。

「 というのは、どう考へても、やはりこの状態は
早く解消しない」といはぬと思ふんですよ。それ
を、新しいセンターをせつかくつくるんだつたら
、一年後の時点でこの状況を解消できるといふ
青写真が欲しいわけですね。解消できるかどうか
かもわからぬながら新しいものをつくつて、
ちよつとはよくなるんだということではいけない
と思うんです。その部分をどのようにお考へな
のでしようか。

人工透析を必要とします患者数につきましては、全体的にふえていくんだろうと予測はしておりますけれども、実際にどの程度ふえるかというのもその状況を見る必要がござりますし、また、機器の整備につきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、医師の確保であるとか、

そういう個人的な体制整備の問題をございまして、そういった状況を勘案しながら、今後検討していくべきだというふうに考えております。

○林政府参考人　人工透析治療ができるないとの理由で刑の執行を停止した場合には必要な調査を行うわけでございますが、その調査については、透析が必要かどうかといったことを調査事項としておりまして、停止されている者が暴力団組員であるかどうかということについては調査の対象となつておりませんので、全体の人数等については把握していないところでございます。

ふうに思ひます。

んでしょうか。

ちょっと通告をいゝまで細かくしていませんけれども、話の流れですので、もし今お答えできる

ところがあつたら教えてください。
○林政府参考人 刑の執行の停止等について検察官によって決めるわけで、それは個別の事案ごと

でその判断をしていきますので、統一的な全国的な基準というものが決めてあるわけではありません。○山尾委員 執務官が決めてはいることであ

〔一九三二年六月三十日〕
れば、検察官たる局長にもお伺いしたいんですけど
れども、執行停止するかどうか、その判断において

では、当然、その人間が暴力團に関与しているか否か、一般社会に置いておくことの危険性をどのように捉えるかという判断を検察官が個別にして

○林政府参考人 当然、個別の事案等に鑑み、それがござるはござだと思うんですけれども、その点はいかがですか。

これを前提としまして、その際に、当該刑の確定者に対する、人工透析治療ができる刑務所等がある

がどうかとしことをもった個別専案で半端して結局、できるとなれば当然刑の執行指揮をいたしますけれども、そうでない場合には、このように

○山尾委員 本当に、待ちの状態があるという状
刑の執行の停止をして、受刑待ち、収容待ちとい
うことになるわけでござります。

況もさることながら、その中で、今あるリソースの中で振り分けるときには、何の基準も示すことができぬハ大惨事で、固則に判断をしておますと言ふ

だけでは大変困るというふうに私は思うんです
ね。

ちょっと引き続きこれは別のときに質問していただきたいと思いますけれども、恐らく何らかの基準があつて、当然、やはり一般社会に置いておいて

は危険が高い者についてはできるだけ早く刑務所に入つてもらおう、矯正してもらおうといふ判断の中で運用されているといふふうに思ふんです、

そういうつていなければ困るんですけど。
ただ一方で、この記事にあるとおり、これは誰
がどういうふうにこの記者さんに対し言つたか

るという記事が事実だとしたら、もしかしたら本当に、局長がおつしやったように、個々でやつてあるだけこれといった統一的な基準がないから暴力団まで受刑待ちに人づちやつて、實際、今この状況でも困った状況になつてゐるということではないですか。

大臣、いかがお考へになりますか。ちょっとコメントをいただけますか。

○上川国務大臣 収容できないという状況の中で、つまり、医療関係の理由によつて収容できなかつて、そういう理由によつて社会の中で治療を受けるということになつてゐるわけあります。

その際、いろいろな問題が起きない範囲の中であれど、それの事例において検察官が判断をしているということでありまして、それは、今おつしやつたような暴力団であるかないかというようなことがあつて、それについて判断するということも恐らく入る、いろいろな要素の中に入つてゐると思ひますが、社会的に見て特に問題がないというような事例に限つて、そつとした判断をしてゐるというふうに思つております。

○山尾委員 今把握していらないことなので、では、お願ひしたいと思ひますが、局長、これは統一的な基準はないといふふうにおつしやつた。それは、今、この百十名の中に暴力団組員あるいは関係者がいるのかいないのか、いるどちら何名なのかということを調べて、何らかの形で御報告をいただきたい。もし含まれている、暴力団員も受刑待ちで一般社会に今いるということであれば、やはり統一的な基準がないといふことの問題はより一層浮かび上がつてくると思ひますし、まず、その調査をしていただきたいというふうただまませんか。

○林政府参考人 その点については、今後のどうかの時点で調査をしたいと思ひます。

○山尾委員 どこかの時点でとおつしやらずに、人数も限られているわけですから、速やかにお調べいただきて、御報告をいただきたいといふ

に思います。
それでは、次に参ります。

皆さん、もう一枚資料をめくってください。これは、刑務所の中の出産そして育児という、数は多くないかもしれないですが、その子供の福祉にとつては極めて重大な事柄なので、取り上げたいというふうに思います。

まず、この資料ですけれども、二〇一四年年の年末の記事です。これは、笠松刑務所の中で、妊娠八ヵ月で収容された女性が、出産のときには手錠をはめることになるよと聞かされて、悲しいけれども仕方がないというお手紙を内線の御主人に書いたんですね。その内線の連れ合いの方が関係機関に、出産のときに手錠をしないでもらえないかと働きかけて、実際にはこの女性は手錠なしで出産することができた。そして、このことをきっかけに、法務省の中で、出産の際は手錠を外すという指針が初めてまとめられたということになります。

○山尾委員 お答えいたします。
○小川政府参考人 お答えいたします。
○山尾委員 御指摘の取り扱いの変更の前でございますけれども、従前におきましては、女子の被収容者が外部の病院において出産する際に手錠、捕縄をどのように使用するかにつきましては、各刑事施設の判断に委ねられておりましたので、具体的には把握はしておりません。

○山尾委員 この事案以降は、通達に従つて、妊娠中の受刑者が出産する場合には手錠はつながっていない、こういう運用がなされているということがよろしいんですか。

○小川政府参考人 お答えいたします。
○山尾委員 御指摘がありましたが、笠松刑務所の事案を契機としまして、法務大臣から、それまでも出産時に手錠等を使用していない施設がありまして、そこで

特段の問題が起きていないのであれば、他の施設においても今後は手錠を使用しないようになります。

○山尾委員 と、いう御指示をいただきました。

○山尾委員 その結果、女子被収容者の出産時におきましては、少なくとも出産のために分娩室に入室している間は手錠及び捕縄を使用しないという取り扱いとすることとなりまして、平成二十六年の十二月に矯正局から各刑事施設に通知を発したところでございます。

○山尾委員 それでは、以後はということで、その点は一つ改善されてよしとしたいところなんですねけれども、どれぐらいの数がいるんでしようか、妊娠している女性受刑者の経年の推移、そしてあわせて、出産をした女性受刑者の経年の数の推移。これをわかる範囲でお答えください。

○小川政府参考人 まず、全国の女子受刑者のうち、妊娠が確認された人数でございますけれども、平成二十四年度が二十七人、二十五年度が二十五人、二十六年度が十五人でございます。
○山尾委員 次に、女子受刑者による出産数でございますが、これは平成二十年以降把握してございますが、まず、平成二十年から平成二十五年までの数字を申し上げます。これは年度ではなくて暦年でございます。平成二十年が十七件、二十一年が二十一件、二十二年が十七件、二十三年が二十五件、二十四年が十四件、二十五年が十七件でござります。また、平成二十年から平成二十五年までの数字を申し上げます。これは年度ではなくて暦年でございます。平成二十年が十七件、二十一年が二十一件、二十二年が十七件、二十三年が二十五件、二十四年が十四件、二十五年が十七件でござります。また、平成二十年は年度で把握をしておりますが、二十六年度は十五件でございます。

○山尾委員 数の多い少ないではありませんけれども、実際に二桁の数の女性が刑務所の中で妊娠して暮らして、同じように二桁の数の子供が受刑者の出産という形でこの世に生まれてきています。また、平成二十六年は年度で把握をしておりますが、二十六年度は十五件でございます。

○山尾委員 ただ、期間としましては、乳児院等への引き取りが調整されるまでの比較的短い期間ということございまして、三例のうち、一番長いものが十日、それから短いものが八日という状況でござります。

○山尾委員 くと、これはまた出産の話であります。
○小川政府参考人 真ん中のところに線を引いていますけれども、

○山尾委員 刑事収容施設法、これは六十六条一項、二項ですけれども、刑務所長が認めれば、受刑者と子供は最長で一歳六ヶ月まで実は所内で一緒に過ごせるというふうに法律は定められています。刑務所

内で母子が最長一歳六ヶ月まで一緒に住めるんだ、これは実は法律がそうなつていて、その法律はもちろん今も法律としてそこに厳然としてあるわけなんですね。

○山尾委員 まず、ちょっとこの趣旨を確認したいんですけど、この法律の趣旨、目的、なぜこのように定められたのか、局長、お答えください。

○山尾委員 まだ、ちょっとこの趣旨を確認したいんですけど、この法律の趣旨、目的、なぜこのように定められたのか、局長、お答えください。

○山尾委員 まだ、この特別の事情がある場合は一歳半でございますけれども、これに達するまでの子につきましては、刑事施設内で養育したい旨の申し出をした場合に、一定の要件でこれを許すことができるといふふうに規定をしております。

○山尾委員 その趣旨でございますけれども、刑事施設は本來乳幼児を収容する施設ではございませんので、

○山尾委員 また、環境も乳幼児の生育に好ましいとは言えないとこころでございますけれども、女子の被収容者の中には、入所するときに乳幼児がいたりだと

○山尾委員 うふうに規定をしております。

○山尾委員 ただ、期間としましては、乳児院等への引き取りが調整されるまでの比較的短い期間とということございまして、三例のうち、一番長いものが十日、それから短いものが八日という状況でござります。

○山尾委員 過去五年で三例、八日から十二日と

○山尾委員 いうことでありますけれども、そうしますと、やはり外の施設への引き取りを前提として、そこが決まるまでの間、施設の中に子供さんがいる、実際はこんな運用になつているのかなどというふうに思います。

○山尾委員 それで、これは実際、二〇一三年に有識者会議が立ち上がっていまして、女子刑務所のあり方研究委員会、この報告書によりますと、妊娠婦や出産後の受刑者と子供の支援を充実させるべきだという報告書が出ております。

○山尾委員 それで、これは実際、二〇一三年に有識者会議が立ち上がっていまして、女子刑務所のあり方研究委員会、この報告書によりますと、妊娠婦や出産後の受刑者と子供の支援を充実させるべきだという報告書が出ております。

○山尾委員 この新聞記事を見ると、「指摘を受けた法務省は、刑務所内の育児が可能かどうか、内部で検討を始める。」というふうにあるんですけど、これは実際にはどのような内容でどのような検討が始まられているんでしょうか、教えてください。

○山尾委員 ○小川政府参考人 御指摘がありましたが、平成二十六年十一月七日でございますが、外部有識者から成ります女子刑務所のあり方研究委員会から法務大臣に対しまして要望書が提出されておりまして、その中で、妊娠婦、出産し子育てをしている受刑者、さらにその子供に対する支援を実施すること、子供のいる受刑者については母子関係に配慮することという要望をいたしております。

○山尾委員 これを受けまして、現在、矯正局におきまして、女子被収容者が刑事施設内で子を養育することが本人の改善更生であるとか子の成長のために希望ましいことなのかどうか、また、実施に当たつての問題となる点は何かななどを検討するための勉強会の開催を考えおりまして、今、その勉強会の開催に向けまして準備をしているところでござ

います。その過程で、先ほどのあり方研究委員会の外部有識者との意見交換も実施したところございます。

○山尾委員 その勉強会はいつごろ開催される予定なんですか。

○小川政府参考人 具体的な時期は決めておりませんけれども、そもそも要望をいただいたのが昨年十一月七日でございますので、なるべく速やかに立ち上げて検討していきたいというふうに考えております。

○山尾委員 昨年の十一月から、今九月ですのとで、一年以内には勉強会の立ち上げぐらいまではいついたときたいなといふうに思つてます。それで、これは、法律と今の実際の運用にやはりちょっとギャップが出てきていると思うんですね。法律自体は、少なくとも、一項においては、女性がやはり中で養育したいというふうに申し出をして、それが相当であれば、「これを許すことができる。」というふうになつていてるわけです。要は、施設が決まるまでの待ちの間だけ、極めて短い時間仕方なく置いておくとか、そういう趣旨ではないはずなんですね。法律自体は、ただ一方で、大変難しい、環境整備もあるでしょうし、それ以前に、本当にそれが母子にとって、特に子供にとっていいことなんだろうかという問題も当然出てくるというふうに思います。

いずれにしても、過去五年で三例、極めて短期間、母子がともにいたということですけれども、ちょっとと一点お伺いしたいんですが、それ以外の事例というのは、外の病院で出産をした、出産をした後すぐにその母子は離れ離れるなるんでしょうか。それとも、数時間とか半日とか一日とか一緒にいて、その後別れるということになつているんでしようか。その点、教えてください。

○小川政府参考人 御指摘のように、外部の病院で出産をすることがほとんどござります。刑事施設の中で養育をしない場合には、外部の病院から退院する際には親族等に引き取つてもらうといふことになるわけでござりますけれども、実際い

つ退院するかというのは事案によつてさまざまです。しかし、また数日間、あるいは一週間ぐらい入院を続けるということもございますので、それはもう個別の事案によつてさまざまです。

○山尾委員 としますと、運用としては、出産後、退院するまでは母子が一緒にいて、その後別れるという形の運用が現状だということでお伺いしていいんでしょうか。

○小川政府参考人 先ほどの刑事収容施設法第六条による刑務所の中での養育ということを希望されない場合には、おおむね今のような、退院のときには別れるというふうな扱いになるかと思います。

○山尾委員 ちょっとと確認したいんですけども、なるうかと思いますということ、ちょっとだけ、心もとないような気がするんですけれども、本当に、刑務所の中での母子の養育体制をどのように考へるのかということは、さつき申し上げたように、しっかりと勉強会を立ち上げていただきたい、極めて深い議論をしていただきたいふうに思うんです。

私が何で退院まで云々かんぬんということを言つているかということ、やはり一つの運用としては、外の病院で出産をして、大体数日はそのまま病院にて、三日とか四日とか母子が病院の中で一緒に過ごし、普通であればそれで自宅に帰つていくわけですから、出産を経験した多くの女性受刑者にとって、出産後半日、一日、場合によつては、一般的な形であれば数日間とか、病院の中では子供と一緒にいる時間を持つことができる

いるならないんすけれども。

ちょっととやはりお伺いしたいのは、普通だったり、その日に退院することというものは少ないんですね、出産した後に。大体三日とか四日とかは

いろいろな、教えをもらつたりとか、体を休めたりとか、ある意味守られた施設で母と子が一緒にいる数日間だとかいうものが、体にとっても、心にとっても、母子の関係にとつても必要だといふことは、これは受刑者であろうが受刑者でなかろうが、受刑者の子供であろうが受刑者でない方の子供であろうが、多分ほとんど一緒だと思うし、さらに受刑者という特殊な要因を考えたときには、本当に母子二人の将来のために、もしakashitara一般の母子以上に得がたい大事な数日間にならうかというふうに私は思うんです。

そこで、もう一度お伺いしたいんですけども、出産をされた場合に何日ぐらいで退院をされる例が多くて、そして退院されるまでしつかり母子が基本的には一緒にいるんだよという運用が実際されているのでしょうか、いないのでしようか。もし今わからないのであればまた次回でも構いませんので、そこは今の現状をはつきり把握をしたいので、もう一度答弁をお願いします。

○小川政府参考人 病院で出産後何日ぐらいで院をするかにつきましては、先ほど申し上げましたように個々のケースによってさまざまございましますし、また具体的な日数等については把握をしておりませんので、今お答えすることはできません。

○山尾委員 大臣、細かいことではありません。今この議論を聞いていただいて、やはり私としては、まず今できることは、出産後の極めて貴重な何日間かを母子が一緒に過ごすような運用を、その意義を肯定的に、積極的に捉えて前に進めていくということは、これは法律の改正とか何にも要らないですし、やつていただく価値のあることはないのかな。

当然、わかりますよ、入院が長ければ、その分、一日六人刑務官がついていかなければ、とか、病院の態勢も大変だとあるのはわかりますけれども、それが実際に母の更生、あるいは子供に与える影響、そして母が更生することによつてその子がどういう環境で育つていくのかという

の負担も大きいですし、また刑事施設の方の警備の負担も大きいところがございますので、一般的に申し上げますと問題があるのかなというふうに考えております。

○山尾委員 この問題はちょっと引き続きやっていきますけれども、少なくとも、十人、二十人と

いう数としては極めて少ない、でもやはり大変に特別なケアを要する受刑者の出産という事例でありますので、基本的なことぐらいは把握をしていただけませんか、矯正局。

これが通常の出産における退院日数と大きくかけ離れているんだつたらば、本当にかけ離れていいんだろうかということをやはり検討しなければいけないです、実際に法律が認めている刑務所の中の養育をどうするのかという勉強会をこれから立ち上げるというときに、ではその前提となる、今この運用で母子が一番大事な時期をどれくらい一緒に過ごせているんだろうかという基本的な情報がなければ勉強会だつて勉強できませんので、そこをちょっと一度把握していただけませんか。もう一度、局長、答弁をお願いします。

○小川政府参考人 先ほどの勉強会の立ち上げも予定しておりますので、委員御指摘のとおり、入院日数等につきまして調査をしていきたいといふふうに考えております。

○山尾委員 大臣、細かいことではありません。今この議論を聞いていただいて、やはり私としては、まず今できることは、出産後の極めて貴重な何日間かを母子が一緒に過ごすような運用を、その意義を肯定的に、積極的に捉えて前に進めていく

ただ、いずれにしましても、入院している間に引き取り先に引き取られるということにならうかと思ひます。

一方、いつ退院するかは、基本的にはお医者さんの判断に従つて対応することになりますけれども、入院の継続の必要がないということになつた場合には、お医者さんも、入院を継続することにつきましては、病院側

本当にお金にかえられない価値を生むことを考えれば、やはりこれは一つ、運用上の改善ということか、検討していくだけ価値のあることだなどいうふうに思っています。

刑務所の中の養育は勉強会を立ち上げてしつかり議論していただきたい、そういうふうに思うんですけれども、大臣、御所見はいかがですか。

○上川国務大臣 女子の受刑者の皆さんのおまざまな課題につきましては、これまでも研究会におきましたいろいろな角度から御提言をいただきました。

そして、先ほど局長の方からもありましたけれども、妊娠、出産、そして育児、その後の子育て、こういうことにつきましての、女性の一番大事な、命を産むということありますので、そのライフステージに応じた形でどのように今の現状がなっているのか。

そして、先ほどの、手鏡をして分娩台に乗るということ自体が、女性の感覚としては考えられないようなことが行われてきたということがあります。通知もして改善をしているということあります。

それ以外にも、授乳でありますとかさまざまのことがありますので、それを入院時だけではなくて妊娠からトータルに、妊娠がわからずに入所してくれる女性刑務所の受刑者もありますので、そういうことをきめ細かく把握しながら、しっかりと全

思つております。

○山尾委員 大臣に今ここまで言つていただきま

したので、本当に大臣にしかできない大きな前進をぜひしていただきたいというふうに思います。

本当にお金にかえられない価値を生むことを考えれば、やはりこれは一つ、運用上の改善ということか、検討していくだけ価値のあることだなどいうふうに思つてます。

刑務所の中の養育は勉強会を立ち上げてしつかり議論していただきたい、そういうふうに思うんですけれども、大臣、御所見はいかがですか。

○上川国務大臣 女子の受刑者の皆さんのおまざまな課題につきましては、これまでも研究会におきましたいろいろな角度から御提言をいただきました。

そして、先ほど局長の方からもありましたけれども、妊娠、出産、そして育児、その後の子育て、こういうことにつきましての、女性の一番大事な、命を産むということありますので、その

ライフステージに応じた形でどのように今の現状がなっているのか。

そして、先ほどの、手鏡をして分娩台に乗ると

いうこと自体が、女性の感覚としては考えられないようなことが行われてきたということがあります。通知もして改善をしているということあります。

それ以外にも、授乳でありますとかさまざまのことがありますので、それを入院時だけではなくて妊娠からトータルに、妊娠がわからずに入所してくれる女性刑務所の受刑者もありますので、そういう

ことをきめ細かく把握しながら、しっかりと全

思つております。

○山尾委員 大臣に今ここまで言つていただきま

したので、本当に大臣にしかできない大きな前進をぜひしていただきたいというふうに思います。

そして、基礎資料については、ぜひしっかりと把握をしていただきたい。改めて私の方からも報告を求めますので、しっかりと調査をしていただきたいというふうに思います。

司法面接、あと二分になつてしまつたので、何を聞こうかなと思うんですけども、司法面接の本体については、私はまた改めて別の機会に聞きます。ぜひやつていただきたいと思うんですけども。

これは、せつかく刑事訴訟法の熱冷めやらぬこのうちに、皆さんに見ていただきたい資料がございます。

資料の五なんですが、左下の写真なんですねけれども、ちょっと黒く潰れてしまつているところがあるのですが、御容赦ください。次回、ちゃんとカラーのものでお渡ししたいと思います。これは神奈川の、正確に言うと、子どもの権利擁護センターカながわの写真です。

このカメラを見ていたら、左手前に広角固定カメラ、ちょうど真っ黒になつちゃっている天井の隅っこ、角つちよに、エレベーターの角に置い

てあるようなカメラ、この一台のカメラで司法面接室が録音、録画されています。小さいですね。小さいんですね。

一枚めぐつてください。

これは、実際に別室で司法面接員が面接している状況を児童相談所の方あるいは警察そして検察官が一緒にモニターして、ライブで見られるよう

になつてているわけですから、どのように映るか。これは、写真十四とある写真で見られることで、この勉強会を立ち上げまして、今のような一連の流れの中で、さらに実際に運用というところにつきましても、でき得ることはできるだけスムーズに、速やかにやつてまいりたいというふうに思つております。

○山尾委員 大臣に今ここまで言つていただきまして、本当に大臣にしかできない大きな前進をぜひしていただきたいというふうに思います。

ようになつていてます。それで、右下が、さつきの写真でいえば、左手前にあつた広角固定カメラで、もちろん話を聞く側と聞かれる側が固定であります。ぜひやつていただきたいと思うんですけども。

これは、せつかく刑事訴訟法の熱冷めやらぬこのうちに、皆さんに見ていただきたい資料がございます。

○上川国務大臣 子供の目線で考えていくといふことにつきましては、特に司法面接ということの中でこれまで御議論いたいてきましたけれども、私も、子供の目線ということを第一義に考えていくべきことだというふうに思つております。

その意味では、今のような施設のことにつきましては、大変参考にさせていただきたいといふふうに思つております。

○山尾委員 ゼひ参考にしていただきて、子供、そして大人の録音、録画もしつかりと進めていただきたいたいと思います。

終わります。

○奥野委員長 さつきの山尾委員の質問、いろいろあつたけれども、矯正局長の答弁は私から見ていてもかなり不十分、もう少しちゃんと調べて、山尾さんのいろいろと知りたいことに対応してあげてください。それだけお願いしておきます。

これにて山尾委員の質疑は終了しました。

次に、袖木道義君。

○袖木委員 民主党の袖木道義でございます。

本日は、日々さまざまな犯罪報道等がある中で、とりわけ、まだこれは捜査中の案件ですが、大阪の寝屋川で中学校一年生の少年少女が殺害されたり、それから二月には、川崎で中学校一年生の男の子が、あいつた形で、本当に全ての国民の皆さんのが胸を痛めるような、そういう

事件もあり、それに対応する形で、政府におかれまして、あるいは当該自治体、関係機関等における対応を実施する形で、政府におかれまして、その原因の分析、そして再発の防止に向けたさまざまな取り組みがある中で、犯罪加害者を生み出さない、そういう観点、そして

ぜひ、これをまずは参考にしていただきて、これから録音、録画、全面的な可視化に向けて準備を進めていただきたいのですが、大臣、これを見た感想を一言お願いして、終わりにしたいと思います。

○上川国務大臣 子供の目線で考えていくといふことにつきましては、特に司法面接ということの中でこれまで御議論いたいてきましたけれども、私も、子供の目線ということを第一義に考えていくべきことだというふうに思つております。

その意味では、今のような施設のことにつきましては、大変参考にさせていただきたいといふふうに思つております。

○山尾委員 ゼひ参考にしていただきて、子供、そして大人の録音、録画もしつかりと進めていただきたいたいと思います。

終わります。

資料に「再犯の現状と課題」という形でつけさせています。これは、もう委員の先生方よく御承知の再犯の現状と課題ということでございます。

ここにありますように、約三割の再犯者が全体の六割の犯罪を引き起こす、そして、これはグラフにもあります。入所二度目の方の五年以内の再犯率は初めての方よりも二倍近いとか、満期釈放の方の五年以内の再犯率が仮釈放の方よりも二

〇ボイント以上高い、あるいは、再入の方の中で、適当な戻る場所、住まい、そういうものが

ない方の六割、六割というのは本当にすごい数字だと思いますが、一年未満に再犯、そういうデータがあります。

きょうは、それに対して、その後のさまざまな対策、性犯罪の方々への矯正プログラムであつた

り、あるいは福祉スタッフ、これは更生保護施設におけるスタッフ倍増、さらには受刑者の就労支援強化、あるいは子供たちの避難場所、居場所づくりなどなど、こういった資料をおつけさせていただいておりまして、順次質問をさせていただくわけです。

実は、とりわけ今回の寝屋川の事件、まだこれは容疑者でありますし、八月二十一日に逮捕され、容疑を否認し、その後、黙秘をされていて、九月二日の段階で十日間勾留延長、こういう状況ですから、あくまでも報道ベース、あるいは容疑者という状況ではあるんですが、幾つかの段階

—

で、場合によつては、この中の少年少女が殺害されることを防ぎ得る、そういうタイミングで

支援情報センターの設置等を盛り込んでいるところです。さります。

ございましたけれども、その後増加しておりますまし
て、平成二十六年度におきましては四百九十二人

プログラムの充実を図るため、外部有識者等の意見も聞きながら改善方策について検討予定と。今、御答弁もあつたわけですね。

の施策を力強く進めていきたいというふうに考えております。

この効果検証の結果につきましては、平成二十四年に検証結果を公表してございまして、この指導に一定の再犯抑止の効果が認められましたけれども、一方、逸脱した性的関心であるとか反社会的

大臣 ここから少しやりとりさせていただきたいのですが、今、それぞれ、仕事あるいは住居、そういったことへの支援策による再犯の防止、そして性犯罪に対する再犯防止のプログラム等について御答弁もいただいたわけですね。

分がありますが、防ぎ得たかもしれない。やはり、政治というのは、その可能性に対し、今後どういう形でそれを生かしていくのかも含め、議論

資料の一ページ目には、そういった政府の取り組みに対して、スタッフ倍増、そして、まさに居場所づくりですね、居場所のない方が一年以内に六割が再入所という、これは本当に、逆に言う

的な思考であるとか、各受刑者にさまざまな問題点があるわけでござりますけれども、その問題点を的確に把握することで、さらに、その問題点に応じた指導を行うということになります。課題も見つかったところでございます。

御答弁もいただいたわけですね。
寝屋川の事件はあくまでも容疑者段階ですか
ら、その状況でということと、あと、個別の言及
ということではなくて、こういう事件等が起こる
たびに犯防防止の議論は起ころるわけで、そういう
一般論としてという形で結構なんですが、私、ソレ
を調べれば調べるほど、本当に浅見なことを今

事件の前に主に政策についてます何二た上
で、ちょっとと事件と関連して伺いたいと思います
が、こういう事件を起こさないための取り組みと

人権はあるわけですか。そういう状況で社会に出てしまっている。こういう部分も含めた対応がしっかりと求められる。

そして、就労支援に対しても、次のページについても、先日お譲り頂いた資料を一つ、参考までに添付します。

この検討結果を受けまして、平成二十五年には専門性有識者を招きまして検討会を行いまして、この性犯罪再犯防止指導がさらなる効果を發揮するためには、個々の受刑者の問題性に応じた指導を開発するために、指導者の専門性を向上させることが重要だという指摘をいただきました。

一般論として、どうして、形で結婚なんですか。私た
れを調べれば調べるほど、本当に残念なことが今
回多々あつて、例えば、この矯正プログラムにつ
いては、先ほど申し上げましたように、二〇〇四
年に奈良県で小学校の女の子が殺害されたことを
契機に二〇〇六年五月に導入、この調査も行われ
ているわけです。

行われる形になつております。

そして、その中で、資料にもおつけしております
すように、出所者にとつての仕事と住まいの確
保、そのこれらを優先にふるわづが進むられていて

ござります。

そこで、今後の方針でござりますけれども、指導者育成について、現在、毎年専門研修を実施しておりますほか、外部の専門家をアドバイザーとして定期的に施設に招聘しまして、指導に係る助言をいただいております。また、今後は、最新の知見を研修内容に取り入れるなど研修のさらなる

今回の容疑者、過去にも前科前歴があつて、まさに今回と同様の手口で、中学生に道を聞いて車に連れ込んで監禁、そしていろいろながくも負わせ傷害容疑での逮捕、そしてそれぞれの犯罪に対する服務とあつて、このプログラムをひょっとして受ける機会があったのかなかつたのかということも調べてみると、徳島刑務所に、重罪の方で

も結構ですが、答弁をお願いできますか。

た調査分析が行われて いるわけですが、このプロ
グラムの現状と課題、今後のさらなる対策等につ
いて、これについても御説明いただけますか。

くるといったことで、指導者の専門性のより一層の向上に努めてまいりたいと考えております。○袖木委員 それぞれの成果と課題について、私も資料の中で、一ページ目の裏側に、「刑事施設における生犯罪者逃遁プログラム受講者の再犯等

すよね、十年以上とか無期刑の方、ここに彼は、容疑者は収監されていたことがあって、二〇〇二年から十二年服役している。これは恐らく少しの差でプログラムを受講されていなかつたんだるうなということもあって、もちろん、プログラムを受けければ再犯がゼロになるというわけではありません

算としまして、概算要求におきまして約百三十八億円を計上しているところでござりますけれど

かる問題性の大きさなどを判定した上で、常習性、反復性が認められるなど、性犯罪の原因となる認知の偏りであるとか自己統制力の不足等があ

講した受刑者とそうでない方に対しても、受講していない方の再犯可能性が、した方の一・二五倍、これは全体のものですが、一定の効果。そして、今後の課題として、「逸脱した性的関心等へのより効果的な介入」あるいは、「個々の受刑者

せんか、こういう部分についても、非常に残念、悔やまれるなという思いもあります。もう少し早く導入をされていたらとか、そういう思いは当然あるわけです。

そこを悔やんでも仕方がないわけですが、それ以外に、少し時系列で、今回この事件で逮捕されるまでに、幾つか、今後の再犯防止、抑止という

観点から、ちょっとと言ひ方は悪いですけれども、一つの事例といふかがケーススタディーとして検証することが非常に重要だと思います。今後、解明が進んで全容が明らかになって、そしてその上で結構なんですが、しっかりと検証していただくことが大事だと思うんですね。

なぜならば、まず、この事件というのは、実際に殺害されてしまつ二日前に、一度、都内で職務質問で任意同行されていますね。これはたしか秋葉原だったと思います。そのときに、実は、任意同行された際に、恐らく前歴も含めて把握されていた可能性があつて、しかも、スタンガンであつたり手錠であつたり、あるいは薬物の注射器等を保持していて、結果的に、その段階で違法性という部分について認められないということで解放されることになったと聞いておりますが、いわゆる再犯防止という観点から考えたときに、結果論ですが、そういう任意同行いただいたようなことがあつたときに、その方の前歴等がどういう形でそこは活用されるのか。

あるいは、私、矯正プログラムを調べる中で、こういう傾向の方が、では、仮にそういう形で任意同行されて二日後にこの犯罪を犯していふるならば、その任意同行されたこと自身も、結果的に、解放されることによって、場合によつては犯罪衝動、欲求みたいなものの一つの誘因となり得るのかどうなかとかを含めて、専門的な分析も加える必要があると思うんです。

実があつたわけですね。ですから、当然、違法性がないのにいつまでもそういう形で勾留したり取り調べしたりといふことは逆に人権上許されないわけですが、再犯防止という観点からしたときに、その方々のいろいろな情報がその段階で共有されましたり、場合によつては、専門的な知見を持つ方が、これは一年以内ですかね、仮にこの方が容疑者が真犯人だとすれば、リスクが高い時期なわけですね。そういう中で、そういう一つの機会があつたときに、それを未然に防ぐような

対応、手だてといふものが考えられなかつたのか、考えられないのか、これは非常に悔やまれるところです。結果的に、これは本当に難しかつた方針にのつとつて政策を進めていこうと、このかなとも思つわけですが、そこで何とかできなかつたのかなという思いが非常に私、強くあるんです。

これはもちろん、まだまだ捜査段階ですから、今後、非常にレアな事例かもしれません、そういう機会を捉まえて、再犯防止に向けた何らかの一つの仕組みといふものを検討いただくことが可能なのかどうなのか。

これは、今、ちょっととメモがあると思うので、それも踏まえて、御所見で結構ですから、私は、一つの契機だつたと思うんですね、このタイミング。いかがでしょうか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられた、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますし、その意味では、一日も早く真相が解明できるようにしていくとい

うことについては、国民の皆さんが切望しているのではないかかと、いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますし、その意味では、一

日も早く真相が解明できるようにしていくとい

うことについては、国民の皆さんが切望しているのではないかかと、いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

状況でござりますので、一般論といふことでの御質問でございますが、再犯防止につきましては、いかに進めるかというの、政府を挙げての大きな取り組みは低下しているものの、やはり再犯率が高まつてゐるということをしっかりと受けとめて、これについては、この間、再犯防止対策をいかに進めるかというの、政府を挙げての大きな取り組みになつてゐるところでござります。

そこで、二十八年度の予算におきましても、この再犯防止に対してどう取り組むかといふことにつきましては、大きな重要な項目の柱の一つとして掲げて、そして予算のお願いをして、この再犯防止に対する取り組むかといふことにございまして、そういう意味で、施策についてございまして、その結果、再犯の実態、今までおつしやつていただいたように、この事案についてございましては、大きな重要な項目の柱の一つとして掲げて、そして予算のお願いをして、この再犯防止に対する取り組みが、この容疑者が真犯人であれば、役立たなかつたんですね。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

よつて、地域の中で孤立させないといふことが何よりも大事だということありますので、そうした方針にのつとつて政策を進めていこうと、このかなとも思つわけですが、そこで何とかできなかつたのかなという思いが非常に私、強くあるんです。

これはもちろん、まだまだ捜査段階ですから、今後、非常にレアな事例かもしれません、そういう機会を捉まえて、再犯防止に向けた何らかの一つの仕組みといふものを検討いただくことが可能なのかどうなのか。

これは、今、ちょっととメモがあると思うので、それも踏まえて、御所見で結構ですから、私は、一つの契機だつたと思うんですね、このタイミング。いかがでしようか。

○上川国務大臣　冒頭に、幼い子供の命が失われたということで、寝屋川の事件の犠牲になられ

た、また、命といふことで大変痛ましい事件だと

いうふうに思つておりますが、いかがでしようか。

護観察対象とならない満期釈放者に対しても、これは、仮釈だけやなくて、社会における支援の強化だけではなくて、保護観察体制の見直しも場合によつては必要になつてくるんじゃないのかなと思われるわけです。

これは仮定の話ですが、再犯率の部分も含めて、一般的にこういうことが、この事件の全容解明が進んでいく中で、私は、ぜひ体制の見直しについては検討してみたい、そういうお考えをお示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○上川国務大臣 今、政府一丸となって取り組んでいる再犯防止に対するあらゆる施策については、これは、予断を持たずに検討し、そして取り組んでいく必要があるというふうに思います。

とりわけ、今申し上げた、共有している問題意識の中で、居場所と仕事、こうしたところに着目をしながら、さまざま再犯の実態、あるいは対策の効果等の検証を積み上げていくということ、これが何よりも大事である。

そのためにも、先ほど申し上げたとおり、刑

事、矯正、保護、それぞれが保有している情報の一元的な取り組みをすることによりまして、先ほど、性犯罪の場合の処遇プログラムを受けた、受けないによりまして再犯率がかなり違う、有意な差がある、こうした御紹介もいただきましてけれども、こうしたことをしっかりと分析しながら、対策につきましても絶えず考えていかなければいけない、取り組んでいかなければいけないというふうに考へているところでございます。

今御指摘いただきました御意見につきましては、大変貴重なものというふうに考へております。しっかりと受けとめさせていただきたいと思います。

○柚木委員 理解したつもりなんですが、確認の意味でお尋ねしますと、今回の事案が全容解明の上で結構ですよ、本当に。その上で、冒頭に答弁いたしました、まさに再犯の実態、対策の有効性などを含む総合的な調査研究の事案として、ぜひ今回この事件を含めて対応を考えていただきたい。確

認の意味で御答弁いただけませんか。

○上川国務大臣 再犯の実態につきましては、また、その検証ということにつきましては、あらゆる事件について対処するということでござります。

崎市において、中学校一年生の上村遼太さんですね、ああいつたことがあって、そしてこれは、文科省においてのさまざまな調査と対策、川崎市においてもそういった形での対策がまとめられております。

安倍総理大臣も、実は、予算委員会の中で、これは与党議員の質問への答弁ですが、「子供たちを守るのは私たち大人の責任あります。このような悲しい出来事を二度と繰り返さない、できるだけやないか」と。学校や教育委員会や警察や児童相談所との連携が十分だったかどうかと

いうことも含めて検証しながら、再犯防止策をしっかりと考へる必要があると御答弁いただいているんですね。

事務方がお答えいただく前に、上川大臣、この報告書は、概要も含めて結構なんですが、目を通されましたか、川崎市の報告書。文科省の報告書ですよ。だから、いいんです、通していなければ通していられないでいいんです。

○上川国務大臣 報告書につきましては、現段階で目を通しておりません。

○柚木委員 これは、所管が文科省で、実は私、文科委員会で質問した事案でもあるんですが、当然、法務省だつたり警察庁だつたり、関係省庁、自治体、関係機関との連携ですね、そういう大臣の御答弁も踏まえて、実効性の上がる、そして、本当に今回の残念な痛ましい事件、一つ一つの事件は確かにアーケースかもしれません、か

けがえのない命が奪われたことは変わりありません。どういったものを作りましたが、か

ここの後お聞きするんですが、ぜひお目に通していただきたいと願いしたいんですね。

それで、警察庁にお越し頂いております

○河合政府参考人 お答えいたします。

少年の非行や被害の防止のために学校と警察が連携することは大変重要であります。

御指摘の学校警察連絡協議会でございますが、これは、本年四月現在、全ての都道府県で約二千三百の協議会が設けられています。また、学校

警察連絡制度につきましては、全ての都道府県で運用されておりますけれども、一部の自治体においてまだ協定が未締結というものがござります。

これらも含めて、学校と警察の連携に係る協定が未締結の自治体に対して締結を働きかけるなど、学校と警察の連携はより一層強化してまいりたい

と考えてございます。

次に、要保護児童対策地域協議会への警察の関与でございますけれども、この要保護児童対策地域協議会におきましては、警察が構成員として参

加をし、関係機関から提供されます児童虐待事案等の個別ケースに関する情報の共有を積極的に図っているところであります。その結果として、被害の重篤化を回避するべく対応を図っていると

いうことでござります。

今後とも、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加するなど、関係機関等と緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を最優先とした対応を徹底してまいりたいと考えてございます。

○柚木委員 その先に聞きたいことがあるので、あわせてお尋ねします。

これは矯正局だと思いますが、まさに縦割りを

排した多機関連携の観点、そして社会的資源の有効活用という趣旨から、少年院法、少年鑑別所法の改正で、ことしの六月から、少年院、少年鑑別所の有する専門的知識、技術を地域で活用できる地域援助機能が立ち上がりつつあると思いますが、その概要と立ち上がりの現況等について御答弁いただけますか。

○小川政府参考人 御指摘のように、少年鑑別所におきましては、非行及び犯罪の防止に関する

援助が少年鑑別所の本来業務として規定されたところでございます。少年鑑別所は、これまで、非行少年に対する鑑別の実施を通して、さまざまな知識、技能が蓄積されています。これを地域社会の非行及び犯罪の防止にこれまで以上に積極的に生かすことができ、非行問題に関する専門的機関としての役割を果たすことができるようになつたというふうに認識をしております。

取り組みの内容でございますけれども、援助のやり方につきましては、少年あるいは保護者その他の者からの相談に応じる個人援助と、機関、団体からの求めに応じる機関等援助に大別されております。また、援助の方法としましては、例えば、情報の提供であるとか、助言であるとか、各種の心理検査の実施であるとか、心理的援助であるとか、研修、講演等がございます。

各鑑別所でどのくらい対応したかにつきましては現段階では承知しておりませんけれども、具体的な取り組みでございますと、個人援助の例としましては、子供の問題行動や非行について保護者からの依頼によって心理相談に応じたり、子供の発達上の問題を調べるために心理検査等を実施したりした事案がございます。また、機関等援助の例としましては、検察庁の求めによりまして被疑者に対して知能検査を実施するとか、特別支援学校の学校での法教育を実施するとか、小中学校での法教育を実施するあるとか、小中学校での法教育を実施するとか、特別支援学校の求めによって児童の問題に関する相談へ対応するとか、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会への参画といったことをやっておりまして、幅広く対応しているところでございます。

ちなみに、本年八月十九日でございますけれども、本年の少年院長会同及び少年鑑別所長会同の結果を踏まえまして、「少年矯正NOW」という広報レポートを作成しております。法務省のホームページに掲載してございます。この中にも、地域援助業務の具体的な例について紹介しているところでございます。

以上でございます。

○柚木委員 それぞれ御答弁ありがとうございます。そういう取り組みは非常に重要かつ有効だと思ふんです。そういふこと、他方で、これまでそういうことをやつてきていたり、あるいは今後やつっていく中で、これはいる中で、あるいは次ページとつけておりますが、現実として、全の方に、今のような取り組み、あるいはその相談援助機能にアクセスをしていただければ、逆にこういう状況はない中で、やはり、「児相・養育力向上・解決のカギ」という見出しだったり、学園など行政の対応に限界であつたり、「親の養育力向上」、「児相」、「児童の居場所なき子どもたち」という形で、厚労省によると、これは二〇一三年度ですけれども、児相などが一時保護した件数が全国で約三万三千三百件で、十年前に比べて一万件はふえている。これは三割増ですよ。

やはり、今のようないろいろなお取り組みをしております。ただ中で、あるいは並行して、その子供たちの居場所づくり、場合によつては避難、保護、そういう役割は非常に重要な役割を

いたしました。全国に今広がつていて、私は思つていません。

そこで、次に、これは、東京都内に全国で初めて二十四時間対応の子供シェルター、お話を伺つてまいりました。全国に今広がつていて、私の地元岡山県にも子どもシェルターを、私も何度かお話を伺つたことがあつて、賛助会員になつてゐるんですが、取り組みが広がりつつあります。

ただ、残念なことが、先ほどの寝屋川の事件、防ぎ得た部分がひよつとしてあつたんじゃないかな

といふ部分に関連して言うと、実は、大阪においても、来年の春、こういつたシェルターが立ち上

がる予定になつていて。一つ一つの施策がより早く、そしてより広範に広がつていくことが、犯罪被害者、加害者を生み出さない意味で重要だと

思うわけです。

これは、当然、関係省庁、機関、自治体との連携も必要になつてくるんですが、大臣、これは、

方向性という意味でぜひお考えをお示しいただければありがたいんですけど、こういうシェルターの必要性ですね。

これは、ここに、カリヨン子どもセンターといふんですけれども、自立支援、それから児童養護、それも重要です。他方で、働きながらとか

学校に行きながらという要件もあつて、もう少し、シェルターの中でも、中間的な、働いたり学

校に行つたり、そのステップアップのための、この準備をされているそうです。

どうしても、児童養護施設や自立支援ホームにそれぞれの要件があつたり、いきなりそこに行つて、いろいろな医療的なサポートも必要とされる方が、例えばその中間的なシェルターからそちらへ移行していただくとともに含めて、やはりそ

う受け皿が必要ではないかというお考え、そしてまた取り組みがあつて、実際に、前のページの名古屋のNPO法人子どもセンター・パオというところが同様の取り組みを行つてゐるということであります。

御所見を伺いたいのは、この種のシェルターの必要性。これは、私は、できればやはり都道府県に一ヵ所ぐらいあれば、そこにアクセスできた方

が、巻き込まれたり、逆になつたりといふことを防ぎ得る一つの受け皿になると思いますので、そのシェルターを広げていく、それを、関係機関あるいは関係省庁と連携していく必要性、その認識

と、もう一点は、こういう中間的な施設の必要性、有効性、もちろん、今のお立場でといふ部分と、議員としてといふお考えも含めて結構な

で、こういうことの取り組みは私は非常に重要だと思います。

○上川国務大臣 被害者を生み出さないための施

策ということで委員から御指摘がございました。

法務大臣が委員長をされておられる、官民連携

域社会でどう取り組んでいくのかという大きな問題意識の中での御指摘であるというふうに受けとめさせていただきました。

先ほど、少年鑑別所の新たな役割ということでありまして、ほかのさまざまな機関としっかりと連携をして、地域全体で子供たちを守り抜くことについては、これはすき間のないようにしていく必要があるのではないかというふうに思つております。

その意味では、民間のさまざまな取り組みをしていただいている、シェルターでありますとか、ホームということを今お考えで、立ち上げられる

校に行つたり、そのステップアップのための、こ

とに、最後のページに書いたのは、ハーフウエー

ホームといふことを今お考えで、立ち上げられる

準備をされているそうです。

これは、今は、NPOの中間施設といふような話

がありましたが、具体的なケースについて

もお話しいただきましたが、そうした皆さんの御

活動ということについては、大変重要な役割を

担つてゐるというふうに思つてゐるところでございま

す。

大事なことは、いろいろな施設あるいは取り組

みをしてゐるところの部分がちぐはぐにならない

ように、地域の中でしっかりと子供たちを守つて

いくということについて連携を深めていく、情報

交換をしていく、そして取り組んでいくといふこ

とが何よりも大事だというふうに思つております。

今、法務省の方でも、政務三役を中心といたし

まして、キャラバン活動といふことで動いており

ますけれども、やはりそれは、地域の中のさまざ

まなネットワーク、既にあるネットワーク、ある

いは足りないところ、あるいは取り組みについて

進んでいるところ、こうしたところを訪問させて

いただきながら、いろいろな角度で課題や問題を

把握させていただいて、よりすき間のないよう

なネットワークづくりに資するというような形で取

り組んでいるところがございまして、その意味

で、こうした取り組みにつきましても、大変重要

だというふうに思つております。

一四

の取り組みでもある社会を明るくする運動中央推進委員会、これは、犯罪対策閣僚会議とも連携しながらこの間もお取り組みいただいていると思いますから、そういうった場を通じて、ぜひ連携を深めていただきたいと思います。

もう時間ですので、最後に短く一つだけ聞きます。これは方向性だけで結構です。

○井出委員　維新の党、信州長野の井出庸生です。さうもよろしくお願ひをいたします。
すつかり朝晩涼しくなつてまいりまして、熱
かつた法務委員会も、何だかちよとけさあたり
は少し寂しい気持ちになつてきましたのであります
が、でも、どこかの時期で報告とか言つています。

り、常時、立ち会い指導をしていただきたいと。そこまではまだ考えていない、「指導が常時存在しなければ適正が確保されないと」いうものではないといふことは重ねて申し上げておきたいと。ようやく思います。」といふ三浦さんのお話があつて、そこはまだ若干の議論をさせていただきたいんですが。

他方、刑事手続において使用するための傍受記録作成用の媒体には、捜査機関がスポット傍受によって既に聴取した通信のみが保存をされまして、そこから犯罪闇連通信等以外の通信を消去して傍受記録を作成することになるわけでございますけれども、その作業の過程において、その媒体に保管されている内容及び旁受記録を再度聴取します。

この間、虐待の事案、本当にいろいろな、皆さんの記憶にあるのは、例えば厚木の五歳の男の子、お父さん、お父さんと言つていて、お父さんが出ていつちやつて、餓死しちやつた。足立区では、三歳の子がウサギ小屋に閉じ込められて殺された。

と、 私なんぞはいつまでこゝにいるかわかりませんので、 一回一回、 きょうも大事に質問をしていただきたいと思います。

まず、 きょうもまた引き続き、 警察庁三浦刑事局長にお越しをいただきました。 まず一言感謝を申し上げた上で、 厳しく質問をさせていただきました。

前回伺つたんですけども、警察施設内で通信傍受、持ってきたデータを再生していく、これは例として伺いたいんですが、例えば一時停止をする、一時停止して、どこかに行って、また戻つてきて聞いたり、もしくは、続きをまたあした聞こえとか、そういうことというのは、現状、この機械、まさに想定どおりでありますか? どう

るということは、これは法律上排除されるものではございません。ある意味、当然の前提とされているということだと承知をしております。

○井出委員 後半の部分でおっしゃったのは、警察の方で聞かなかつたものは基本的にはもう一度と聞かない、聞いて、その中で犯罪関連性の高い傍収録を作成していくところをめぐらしくはあら

法改正とか虐待法とか、いろいろなスキームだけではこれは限界がある。

その中で、元警察庁の方がN P Oでシンクキッズというのを立ち上げて、やはりそういう連携の仕組みをしつかり法定化して、義務化してやらないと防げない、関係の副大臣の会議の中でもそういう議論をされています。

もう申し上げるまでもなく、通信傍受の関係なんですが、今度、新しい機材が入って、通信傍受、再生というものは一回限りだ、リピートして聞き直したり、一度傍受が終わつたのに、いや、こんな傍受じゃだめだ、やり直せ、そういうようなことはあり得ない、そういうお話をありまし
た。

ところを教えてください。

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕

○三浦政府参考人 犯罪闇連通信等の傍受すべき
通信に該当するかどうかを判断するために、現行法
はあるいは改正法案は、必要最小限度の範囲での
聴取等を認めているところでありますけれども、
その具体的方法については、スポット傍受につい

○上川国務大臣　虐待の問題は大変大きな社会的な課題であるということでございまして、政府としては、例によって公表して、今後、改進等のご質問

のをやつていただきたいと思います。
そしてまた、通信傍受が終わって傍受記録を作成するまでは、「通信記録」と書かれていた。

うものではないと承知をしております。
ただ、改正後の法第二十三条规定第一項第八号にお

もう一つ、この一時保存の関係で前回伺つて、一時保存をしたならば、それが、傍受令状に記載

۲۰۳

傍受記録を作成する。そうした過程などが的確に

きに全て自動的に消去することが定められており

だけ速やかに、これを終了しなければならない

さあさまな御意見がございましたけれども、
しっかりと参考にさせていただきながら、対応し
ていくべく努力をしてまいりたいというふうに
思っております。

傍受記録を作成する。そうした過程など具体的に行われているか、そつした確認などを行うといつたことが今のところ想定される」と。この最後の傍受記録の作成も人のやることだと思いますので、しっかりと立ち会つて指導をしていただきましたい。

その中で、果たして、通信傍受を警察の施設の中でやるときに、その傍受の途中経過においてきちんとした捜査が担保されるのか、私は、やは

きに全て自動的に消去することが定められており
ます。そのため、一度復号しましてスポーツ傍観
を行った通話のうち、犯罪関連通信等に当たらな
いなどとして捜査機関が聴取を行わなかつた部分
については、この法による消去の後は、一時的保
存された暗号化信号がもう既に存在をしないとい
う状態になりますので、それを復元して、また改
めて聴取するということは、これは物理的にも不
可能ということにされているところであります。

私の問題意識としては、一時保存したものを一週間も十日も持っているのではなくて、速やかに、やはり捜査に必要があつて一時保存をしたものですから、捜査をすぐ尽くすべきだという問題意識なんですが、ここは何か、例えば、法律上はできるだけ速やかにならなくておりますが、実際の運用で、一両日中に聞くとか、そういうこ

とを徹底していくようなことというのは難しいの
でしょうか。

○三浦政府参考人 いつまでに再生をするかとい
うことだと思いますけれども、それにつきまして
は、今後、恐らく、そういった運用の方針、もう
少し細かな方針について定めていくというような
ことになつていくだらうと思います。

具体的にどういう形でそういう方針を設ける
かということについては、まだこれから検討と
いうことでござりますので、確たることを申し上
げる段階ではございませんけれども、いずれにし
ても、先ほど委員御指摘ございましたように、改
正後の法律の二十一一条八項といったような規定も
ございますので、こうした規定の趣旨などにも
従つて、そういう再生を適正に実施していくと
いうことになるんだらうというように考えており
ます。

また、前回も申し上げましたように、捜査の実

際を考えましても、通信傍受というものは特に捜査
上の高い必要性があつて実施をするものでござい
まして、ある意味、傍受をしたもののがどういう内
容のものであるかというのは、当然、早くそれを
知つて次の捜査に生かしていくことが求め
られるわけでありますので、実際問題としても、
そんなに著しく長い期間、保存した状態で、それ
を再生もせずに放置をしておくといったようなこ
とは通常考えられないというように考えていま
す。

○井出委員 今お話をありましたが、通信傍受の
捜査というものは、実際に既に犯罪行為があると
推認されていて、それに対してもいろいろな捜査を
全くしているんだけれども、通信傍受以外ない、
補充性ですね、そういうときにやるんだと。やみ
くもに、何も事件も発生していないのに令状を
とつてきて通信傍受ということは、おおよそあり
得ないと。

ですから、そういう法律のたてつけですので、
通信傍受の捜査というものは、何かの新たな事件
を見つける端緒というよりは、捜査を尽くしてい

る、対象がある程度はつきりしている事件の最終
の確たる証拠といいますか、もう一つ最後の決め
手をとりに行く、そういう捜査のかなと。当
然、相手まで特定して通信傍受をしているわけで
すから、通信傍受で確たる証拠、またそこから付
隨する明確な証拠が出てくれば速やかに立件する
ということになると思いますので、今検討され
いると言われた運用の方針、ぜひきちと検討し
ていただきたい、そういうふうに思います。

○三浦政府参考人 この通信傍受、警察施設内で傍受をする、一時
保管したデータを再生する。そこは施設内でやる
ことなので、立ち会い指導の警察官が要るという
ことを私はずっとお願いしてきているわけなんで
すが、実際、今まで警察施設でやつたことがない
もののを県警本部のような大きい施設でこれから
やつていくことになりますよね。

○井出委員 そうしますと、もちろん、捜査中にほかの警察
官がその部屋に入ってきたときも困るわけですし、私
は、しつかりそれをちゃんと監視すると言つたら
変ですけれども、ちゃんとそこにそれなりの、何
かあったとき動けるような十分な体制を

組むと思うんですね、実際は。ぎりぎりの人数
で、関係の捜査員だけで通信傍受捜査をやるとい
うことは、特に機械の開発直後、始まった直後と
いうのは、おおよそ考えられないと思うんです
よ。

○井出委員 ですから、私がここで、常時立ち会いの立ち会
い指導してくれ、そこまでの必要はないという
ことをずっとやつてきてるんですけど、た
だ、実際始まつたら、やはりそれなりに人がつく
と思うんですね。ですから、そうすると、事実
上は立ち会い指導だ、そういう体制が組める、そ
う言つても差し支えないと思うんですけど
れども、いかがですか。

○伊藤忠(委員長代理退席、委員長着席) 〔伊藤忠(委員長代理退席、委員長着席)〕
「伊藤忠(委員長代理退席、委員長着席)」
○三浦政府参考人 確かに、新しい方針を始める
に当たりまして、さまざまなものまでになかつた
こと、いろいろな機械の操作でありますとかを含
めまして、さまざまのことが出でまいりますの
をつづけていた人が失効してしまう

で、そうした指導というのがかなり綿密に行われ
るべきであるということは当然だらうというふう
に思います。また、警察官だけではなく、技官と
者についても、恐らくその場にいるというよう
なことが多くなつてくるだらうというように思いま
す。

○三浦政府参考人 ただ、それが全ての時間において必要かとい
えば、そこはまた別の問題でありまして、傍受の適
正 자체は、重ねて申し上げているように、暗号化
処理をされて改ざん不可能な原記録を通じて傍受
の全ての過程が検証可能である、こういった特定
電子計算機の機能で担保をされているわけであり
ますので、それをきちんと適正に確実に使用して
いくといった観点などを考慮に入れながら、そう
した指導の体制についてもきちんと考えていきた
いと思いますし、事実上、その結果、かなりの時
間その場所に存在をするといったようなこと
は、それはケース・バイ・ケースではありますけ
ども、あり得ることだというように考えており
ます。

○井出委員 日本の刑事司法、特に警察は、この
間の刑訴法の関係でいろいろな問題がある捜査の
例もありましたが、一方で、大きい事件をきち
と精密な捜査をやつて、ほかの国に比べればその
検挙率が高い。ですから、私は、警察の、慎重に
も慎重を期して捜査をする、そういう御性格、体
質というものはかなり信用しておりますので、
ケース・バイ・ケースと言わず、ぜひやつていた
だきたいな、そのように思います。

○伊藤忠(委員長代理退席、委員長着席)
〔伊藤忠(委員長代理退席、委員長着席)〕
○三浦政府参考人 ただ、そこまで必要とあらば質問をさせてい
ただきますし、ここまで来ると、毎回そこにいて
いただからないと何か寂しいぐらいの思いなんです
す。私の方でもまた必要とあらば質問を終わらせ
たいと思います。どうもありがとうございました。

○井出委員 いただかないと何か寂しいぐらいの思いなんです
すが、きょうは三浦さんにはこれで質問を終わりた
いと思います。どうもありがとうございました。

○小川政府参考人 お答えいたします。

んだったら、それぐらいは何とかした方がいいん
じゃないかという問題提起をさせていただいて、
後日、刑務所に入つていない一般の人でも、免許
が失効して三年間放置すると本当に資格を失つて
しまう、三年以内だつたら何か猶予の期間があ
る、そのことを刑務所の受刑者に対しても、出所
後に、一般の人が三年間の猶予を設けられている
ものが適用されるようになつて、そういう
話がありました。

○井出委員 また、もう一つ、携帯電話を何とかでき
ないものかと言つたときには、社会復帰しやすくなるよう
にお金を与えていて、それが大体七万円ぐらいだ
という話があつて、七万円あれば携帯電話を持
てるんじゃないかなと思つたんですが、例えば出所
のときと与えるお金も、これは多分、与え過ぎる
と、税金で何なんだという話もまた出てくると思
いますし、例えば、お金を与えるのか、そうでな
のかと、社会復帰しやすい能力、運転免許を与えるの
か、それはそれいろいろ考え方があると思
うんです。

○井出委員 特に運転免許がなければ、仕事もできないし、
地方では生活もできませんし、確かに、受刑者の
中には交通犯罪、そういうつた人に対しては慎重な
扱いが必要と思うんですが、例えば自分でその費
用が出来るでととか、希望している、刑務所での
収容の態度もいい、そういうつた人たちに対して、
もう少し、運転免許が刑務所の近くの教習所で取
れるようにするでととか、そういうことを考えて
もいいのではないかと思うんですね。

○井出委員 お金がある人は外に出ても取るかもしれない
し、この間、刑務所を出るときの一時金のお金の
話を聞いていて、お金を与える、与え過ぎてはい
けない、だったら、何とかもう少し免許も、一律
だめということではなくて、当然自己負担も必要
ですけれども、そういうことが、国民の理解の得
られる範囲でそのやりくりが実現可能ではないか
と思いますが、その点について伺いたいと思いま
す。

委員の御指摘の運転免許の関係は、運転免許を持つてない者について、受刑中に取得をする機会を与えたたらどうかという御指摘というふうに承りました。

現時点では、職業訓練とかの一環として、免許の指導とか運転技能を与えるというふうな指導をしている施設はございませんので、現実的には、委員の御指摘は、例えば受刑中に教習所に行かせて、そして運転の勉強をするとか学科の勉強をするような機会を与えてはどうかという御趣旨かというふうに承知をするところでございますけれども、そういう外部での活動というのも、作業とかあるいは改善指導の一環としてどこまで行わせらるか、認めるかということになるんだろうと思ひます。

自動車の運転免許の場合には、就労に有益だといふことは当然あるわけござりますけれども、反面、仕事だけに使うわけではなくて、日常生活の便であるとか、あるいは楽しみのために使うといふことも当然ありますので、そういう意味では、就労に特化した内容ではないということもございます。

そういうことも含めて、外部でそういった車の技能を身につけるような機会を与えることが適切なかどうかについて慎重に検討する必要があるのかなどというふうに考えております。

○井出委員 ゼビ検討を進めていたいがたの技能を身につけるような機会を与えることが適切なかどうかについて慎重に検討する必要があるのかなどというふうに考えております。再犯防止の関係で、少し、予算の関係、それから職業訓練の関係の話を伺いたいのですが、八月の三十一日に、法務省から平成二十八年度概算要求が出た。一般会計が七千六百九十四億円。このうち、矯正関係費と更生保護関係費を合わせると、

大体二千六百億円を超えている。

数字を見れば、額としては法務省予算の中では結構大きい割合を占めているんだなと思うんですが、ただ、その一方で、再犯防止のところを見ますと、前にも触れましたが、例えば協力雇用主への支援ですとか、保護司活動の基盤強化ですとか、受け入れ側の充実を目標としている。

一方で、矯正施設内は、残念ながら、まず耐震化がすと、矯正施設内は、残念ながら、まず耐震化が必要である、矯正、更生以前の話なんですが、そこに予算が割かれています。

ただ、さはさりながら、もう少し詳しく見ますと、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練をと、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練を

と、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練を

と、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練を

と、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練を

と、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等ということで、私も先日、もう少し社会のニーズに応じた訓練を

と、再犯防止対策、施設内処遇の充実強化、刑務官等四百九十八人の定員要求にもなっておりますし、就労関係でございますと、東日本・西日本就労支援情報センターを設置したいと。また、雇用ニーズに応じた職業訓練の拡大等

矯正就労支援情報センターの整備につきまして約十七億円を要求しておりますし、また、そのほか、処遇をさらに充実させる経費であるとか就労支援をさらに充実する経費としまして二十一億円を計上しております。

矯正局としては、必要なものにつきましては要求、計上をしたというふうに考えておりますので、今後、実現のために努力をいたしまして、再犯防止にしっかりと努めていきたいというふうに考

えております。

○井出委員 私の感想を申し上げますと、極めて控え目な御答弁をいたいたいのかな、もつともつと要求していいのではないかと思います。

それはどうしてかといいますと、概算要求の資料の中では、再犯防止対策推進の項目の課題としても挙げられているんですが、刑務所に在所中もし

くは釈放直後に就職が内定する刑務所出所者数と

いうのは、平成二十六年だとわずか二百六十人だと。刑務所の出所者というのは年間二万五千人いる。百人に一人が職を内定して出るという、これ

は極めて残念な状況と言わざるを得ません。

前回、再入所者、刑務所に再び入ってくる人の割合が半数近く、刑務所に入ってくる人が年間二

万五千人というような話もしましたが、やはり再入所をなくしていくということだが、これはもつともつと受刑者一人当たりの矯正関係の予算をふや

したものとしても、逆に、人数が減つていけばその分の予算は減るわけですから、ぜひそういう観点でややつていていただきたいなと思います。

受刑者の社会復帰後の就職に当たっては、やはり就労支援、職業訓練が非常に大事かなと思うんですが、刑務所の職業訓練というものは、それぞれの刑務所で行っているものと、また、大きい刑務所にそれぞれ小さい刑務所から推薦とか希望があつて職業訓練をする、そういう二つのタイプがあると聞いております。

これは、私は総務省の行政評価局の方の数字をみると、さつくばらんに言つていただきたいと思います。

○小川政府参考人 平成二十八年度概算要求におきましては、矯正施設における再犯防止の対策経費としましては、委員御指摘のように約三十八億円を計上しているところでございます。

内訳としましては、これも御指摘がありましたように、就労情報の広域的な提供ということで、

援対策に関する行政評価・監視、調査結果に基づく勧告というものを行つていて、それによりますと、法務省は、平成二十四年度、六十二の刑務所の中で三十二種目の職業訓練を実施していると。この職業訓練の定員が、まず四千七百八十九人と五千人に満たない。受刑者というのは、一日平均にすると六万人いる。さらに、この五千人に満たない職業訓練の定員の受講者というものが七割弱にとどまっている。

これは極めて職業訓練の定数自体も少ないし、活用自体も少ないと思うんですけれども、その点の問題意識というものは今きちつと認識をされているのかどうか、伺いたいと思います。

○小川政府参考人 職業訓練は、再犯防止のためにも非常に不可欠だと考えておりまして、充実して実施をしていく必要があるだろうと考えております。

ただ、受刑者もさまざまなる者がおりますので、やはりその資質を勘案しまして、職業訓練の効果がある者を選別しまして、そして職業訓練を実施するということになります。

ただ、訓練を実施している人員につきましては、年々増加しております、これは計画人員で申し上げますと、平成二十三年度は四千五百五十九人でございましたけれども、平成二十七年度におきましては六千六百九人までふえておりますので、毎年毎年増加しておりますし、さらに人数もふやして、職業訓練自体を充実させていきたいとふうに考えております。

○井出委員 社会復帰をする上で仕事をいうものは大事ですし、勤労の義務というものはもう言わずもがなんですが、一日の受刑者が六万人近くいて、そもそも職業訓練の枠が六千六百九人の定員しかない。だから、六万で六千ですから、全員が希望したら倍率が十倍ということになつちゃうと思うんですけども、これはもう少し、勤労の義務という観点からして、さつき予算に対しても極めて控え目な答弁をいたいたんですが、種目とか定員を大胆にふやしていく、そういう問題意

識、要求ができないものかどうか、御見解をいただきたいと思います。

○小川政府参考人 矯正局としましては、職業訓練を行う体制、人員とか、あるいは施設の設備等の体制も必要になりますので、そういうたものをできるだけ充実させていくつて、できる範囲で充実させていきたいというふうに考えております。

平成二十八年度の概算要求におきましては、先ほどの人員よりも多い、対前年度千三百四十人増の七千九百四十九人分の職業訓練計画の予算を計上しているところでございます。

これで十分かどうかという御指摘はごもっともござりますし、また、さらに充実も図つていかなければいけないとは思いますけれども、指導に当たる人員の確保であるとか、あるいはどういった科目あるいは種目について職業訓練を実施するのか、あるいは職業訓練についてこられるようないいことでも勘案しながら進めていかなければいけませんので、着実に充実を図つていただきたいというふうに考えております。

○井出委員 大臣にも一点伺いたいんですけれども、今お話をさせていただいたんですが、一日当たり収容者が六万人近く全国でいて、職業訓練の定員が六千人、来年の概算要求は定員が七千人。そもそも、全員が希望しても十人に一人しか受けられない。

恐らく、職業訓練を一気に充実させるというのには、施設の問題、それに従事する刑務官の問題とかもあると思うんですが、刑務官の増員が、二十八年で四百九十八人定員を求めていたという話もあつたんですねけれども、ここは少し頭を切りかえて、与えられた予算の中でじやなくて、与えられる予算をもつとふやしていく、そういう決意で行動していくべきではないかと思いますが、その点についての見解をいただきたいと思います。

○上川国務大臣 大変力強い援助の弁をいただきまして、ありがとうございます。

○小川政府参考人 矯正局としましては、職業訓練を行つてまいりたいというふうに考えております。

んが出所後に地域の中であつかりと自立していたためには、仕事と居場所ということで、とりわけ仕事については力を入れているというところでございます。

仕事ということで、今職業訓練ということでござりますけれども、その前に、全体の皆さんに対する勤務をしていただきながら、社会のニーズに応える形で、作業を通じてさまざまなスキルも身につけていただき、また責任を持った取り組みをしていただくということ、これが基本であります。

そこで、職業訓練という形で規則正しくしっかりと勤務をしていただきながら、社会のニーズに応える形で、作業を通じてさまざまなスキルも身につけていただき、また責任を持った取り組みをしていただくこと、これが基本であります。

もちろん、いろいろな資格を持って、そしてチャレンジしていく方に対し、しっかりとプログラムを提供することができるように、そのバランスも含めてしっかりと組み立てながら、予算につきましても大胆に獲得していくべく一層の努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○井出委員 ありがとうございます。

各刑務所で職業訓練がどういうふうに行われているのか。確かに、局長がおっしゃつたように受刑者にもいろいろな人がいて、職業訓練にならぬか合わない、そういうところもあるかと思うんですが、ただ一方で、社会復帰、そしてまた勤労は義務ですので、どういうスタンスで臨まれているのかと、あるいは受けている者が少ないというふうな科目もこれまであつたというふうに承知をしております。その科目と、実際の雇用ニーズだと社会がどんな職業訓練を求めているか、その内容のマッチング等についても検討する必要がありますので、総務省等の指摘を受けまして、矯正施設におきましても、例えば雇用主の方々の意見を聞いてどんな職業訓練がふさわしいのかとか、あるいは有識者の意見も聞いて科目を組み直してみるとか、そういう工夫をしているところではございます。

まだまだ不十分かもしれませんけれども、そういった検討の結果も踏まえまして、職業訓練の科目につきましても、毎年毎年新しい科目をふやし、例えば介護福祉科であるとか、あるいは建設関係の工事であるとか、社会のニーズが高く、また受刑者もやりたいというふうな希望が高いものについて拡大をしたり再編をしたりしてい

うところがかなりあります。定員が七割に満たないという話もある一方で、これは本当に職業訓練が実施されているとも言えないと感じます。

仕事ということで、今職業訓練ということでござりますけれども、その前に、全体の皆さんに対する勤務をしていただきながら、社会のニーズに応える形で、作業を通じてさまざまなスキルも身につけていただき、また責任を持った取り組みをしていただくこと、これが基本であります。

そこで、総務省の方でも、去年の行政評価の報告の中で事例を示しているんですが、こうした職業訓練、実際に利用している人が一人しかいない、三人しかいないとかというところに対して、それはどうしてなんだ、そのことに対する明確な答え、それに対する原因の分析や定員を充足させる取り組みを行つていないと総務省に言われてしまっているところが山形刑務所ですとか福井刑務所ですとか幾つかあるんです。

確かにおっしゃるよう受刑者にもいろいろな人がいるというのはわかるんですが、やはり何でこんなに職業訓練が不調なのか、そこの分析と改善をやっていかなければいけないと想いますが、局長の見解を伺いたいと思います。

○小川政府参考人 今御指摘がありましたように、実際実施している職業訓練についても、希望者が少なかつたりあるいは受けている者が少ないというふうな科目もこれまであつたというふうに承知をしております。その科目と、実際の雇用ニーズだと社会がどんな職業訓練を求めているか、その内容のマッチング等についても検討する必要がありますので、総務省等の指摘を受けまして、矯正施設におきましても、例えば雇用主の方々の意見を聞いてどんな職業訓練がふさわしいのかとか、あるいは有識者の意見も聞いて科目を組み直してみるとか、そういう工夫をしているところではございます。

まだまだ不十分かもしれませんけれども、そう

るところでございますので、引き続き、検討と改善を行つてまいりたいというふうに考えております。

○井出委員 もう一点具体的に改善をお願いしたのが、大きい刑務所でほかの刑務所からの希望や推薦を募つてやる職業訓練なんですが、それを受けた側が余り推薦を受けない、そういうこともこの行政評価では言わわれているんです。

例えば、訓練を実施する大きい刑務所が小さい刑務所から推薦された候補者の全てを受け入れて、その中に、職業訓練という形で、刑務作業の一環として、一形態として実施をしているというところでございます。

もちろん、いろいろな資格を持って、そしてチャレンジしていく方に対し、しっかりとプログラムを提供することができるように、そのバランスも含めてしっかりと組み立てながら、予算につきましても大胆に獲得していくべく一層の努力をしてまいりたいというふうに思つております。

もちろん、いろいろな資格を持って、そしてチャレンジしていく方に対し、しっかりとプログラムを提供することができるように、そのバランスも含めてしっかりと組み立てながら、予算につきましても大胆に獲得していくべく一層の努力をしてまいりたいというふうに思つております。

名古屋刑務所なんですが、名古屋刑務所の建築塗装科、小型車両系建設機械科、これは推薦された者は全部受け入れているということで、定員の充足率が一〇〇%だつたり、八五%、九〇%だつたりしているんです。推薦というものは、書類の審査だと思うんですけれども、私はこの名古屋刑務所のようなケースが当然なんぢやないかなと。ほのかの刑務所を見ると、どうもそうではない。

これは、私の思いとしては、もっと予算をとつて、どんどんどんどん職業訓練の枠もふやしていただきたいんですが、その前に、現状の職業訓練の中でも、職業訓練を受ける側の刑務所の消極的な姿勢が少しはあるんぢやないかな、そういう思いを持っているんですが、その点についてはいかがですか。

○小川政府参考人 御質問にありましたように、職業訓練は特定の刑務所で特定の科目を行うという体制が前提となりますので、そういうた職業訓練を実施していない施設から希望する受刑者の推薦を受けて、そして、それを受け入れた上で実施するという形になります。

ところが、この点につきまして、推薦をする施設と受け入れる施設の調整が不十分ではないかと、確かに、十分調整がなされておらずに、受け入れる施設の方で推薦をされた者を受け入れていないという事例もあつたようございますので、昨年

だつたと記憶しておりますけれども、積極的に調整するようにという通知を出したところでござります。

引き続き、そういった調整をしっかりと行わせて、行うべき職業訓練についてきちんと行えるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○井出委員 通知を出されていて、その効果がまざ上がっているのかどうか。

この問題を考えますと、恐らく、送り出す刑務所側は、職業訓練を受けてこい、みんな頑張つてこい、ちゃんとやつてこいと言つて送り出すと思うんですけれども、大きい刑務所が、小さい刑務所が自信を持つて送り出している者をそもそもはねる理由があつていいのかどうかというところ、受刑者がいろいろな方がいるというところはある

と思うんですけども、受刑者がいろいろいると、いうのは送り出す方の刑務所の判断であつて、やはり原則としては一〇〇%受け入れていくのがこの制度の趣旨なんじゃないかな、そう思っていますけれども、それはどうでしようか。

○小川政府参考人 御指摘の点でございますけれども、職業訓練を実施する刑務所の方は、全国の施設といいますか、多数の施設から推薦を受け

て、その中から職業訓練に適格かどうかというふうな観点で審査をしていくんだろうと思います。

その中で、推薦する刑務所の方では自分の施設の中で考へているので適格ではないかと考えるだけれども、実施する方では職業訓練の効果がよ

り上がりそうな受刑者を選びたいというふうなこと、受け入れないケースが出てくるというふうなことはあるんだろうと思います。

また、取得する資格の難易度であるとか、あるいは過去に規律違反があるかないかとか、あるいは職業訓練の内容とその受刑者の前科歴等の関係で問題がないかどうかだと、さまである

ことで受け入れる刑務所の方は検討することになりますので、そこでそれ違ひといいますか、受け入れない者が出てくるということは起き得るんだろ

うと思います。

いずれにしても、そこは、実施している職業訓練を、対象をきちんと満たして、十分な効果が上がるよう実施できるように、引き続き指導してまいりたいというふうに考えております。

○井出委員 少しわかりやすく例を示しますと、例えば鹿児島刑務所はほかの刑務所から建設機械科の訓練候補者を受け入れているんですね。毎年

定員が三十人ずつなんですが、平成二十一年度から二十四年度までの三年間で四十五人の推薦がありました。しかし、鹿児島刑務所は、残念ながら、このうち三十五人を不採用にしてしまった。また、同じく、農業園芸科については、十三人の推薦を受けているんだけれども、このうち九人を不採用にしている。

理由としては、建設機械科と農業園芸科は刑務所の中じやなくて外でやるような職業訓練なので、今局長がおつしやつたような、恐らく慎重な判断というものをされたのかなと思うんです。

ほかにもちょっとお示ししたい例があるんですけども、それはどうでしようか。

これは書類審査によって訓練生の選定が行われているんですが、府中刑務所が落選させた理由と

して、例えば、ある人については、シンナーの吸引歴があるからだめだと落とした。しかし、それを推薦している刑務所側は、長期間シンナー吸引歴がなくて、依存傾向がないと判断したから送り出している。

また、別の受刑者は、暴力団関係者と判断したため、この選定基準から落とされた。でも、その受刑者を送り出した側の刑務所は、その受刑者は警察から暴力団離脱承認書を受理しており、暴力団関係者ではない、そういうものをもつて送り出している。

例えれば、体のこともありますね。アレルギー、ぜんそくがあるから板金塗装には向かない

と判断された。でも、その刑務所側からすれば、ぜんそくの発作が実際に起つていて、また軽度であると判断しているから送り出している。

こういう事例を見ていて、やはり、職業訓練、送り出す方ももつとたくさん送り出してほし

いなという思いもあるんですが、受ける方が、いかんせん消極的なんじゃないか。

確かに、上の刑務所が判断しなければいけないというのもわからぬもないんですが、最初に紹介したような全体の数値、訓練の利用率がこれだけ低いとなると、やはりこの制度自体も見直して、職業訓練をさせるかどうかは推薦側の刑務所に一任するとか、そういうことを考えていただかないと、今の枠の中でまずしつかりやつていただかなければ、私がさつき申し上げたような職業訓練をどんどんやしても、利用率が低調であればそもそも元も子もありませんので。

実際にこうやって総務省の方の詳しい調査で、これはちょっとおかしいんじゃないか、そういう事例がはつきりと示されている。通知をされるとおつしやつていますけれども、その問題意識というものを改めて持つていただきたいと思いま

すけれども、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 御指摘につきましては、いざれにいたしましても、職業訓練の定員の中で、そ

の定員を無駄にするこがないようにしつかり実施していく、そのための選別をどういうふうにす

るかということでござりますので、引き続き、矯正施設、刑事施設の間での連絡調整といいます

か、それをしつかりさせていきたいと思います

○上川国務大臣 国を挙げて再犯防止を大きな課題にしているということで、特に仕事と居場所と

いう大きな柱を立てて注力しているところでございます。

そのうちの仕事ということについては、地域にまた戻つて、そして自立した生活を営んでいただきますながら、そして二度と再犯しない、そういう大き

い目的の中で仕事をしつかり持つていただく

ということがあるのであれば、さらにその実態も把握した上で拡充に努めるといったことで、さらなる充実を図つていただきたいというふうに考えてお

ります。

○井出委員 最後に大臣に伺いたいのですが、矯正医官の法律のときから少し問題意識を持ったん

ですが、犯罪をした人が刑務所にいる、それは刑に服しているわけなんだから、二度と刑務所に来ないようにきちっと厳しく刑に服してもらおうといふことも大事ですし、今、世の中には、何でそんな犯罪をした人にそんなに税金をかけるんだ、そういう話もあります。そうした中で、矯正医官のときには、やはり健康は大事だ、そういう話をしていただいた。

私が前回と今回申し上げている運転免許もそうですし、この職業訓練は、いずれ受刑者は社会に必ず帰るわけですから、極刑というものもありますし、中には中で亡くなられる方もいると思うんですけども、ほとんどの受刑者はいずれ社会に復帰する。憲法で勤労の義務がある。

ですから、この職業訓練を、運転免許もそうなんですが、ただ、ほとんどの受刑者はいずれ社会に復帰する。憲法で勤労の義務がある。

ですから、たゞ、運転免許もそうなんですが、ただ、ほとんどの受刑者はいずれ社会に復帰する。憲法で勤労の義務がある。

ういう話もあります。そうした中で、矯正医官のときには、やはり健康は大事だ、そういう話をした

ことがあります。そういう話もあります。そういう話もあります。そういう話もあります。そういう話もあります。

ういう話もあります。そういう話もあります。そういう話もあります。そういう話もあります。

も、大変大きな柱の一つになつていくのではない
かということで、先ほど申し上げたように、社会
の二一歳にふさわしい資格、あるいはそれにふさ
わしい職業訓練ということについては、絶えず検
討しながら進めてまいりたいというふうに思いま
す。

○井出委員 社会の受け入れ側にいろいろな取り
組みをされていることは、いろいろな取り組みを
見れば明らかだと思いますので、送り出す側の職
業訓練というものにもきちっと目を向けていただ
きたいと思います。

○井出君 どうもありがとうございました。

○奥野委員長 井出君の質疑はこれにて終わりま
した。

○清水委員 清水忠史君はこれにて終わりま
した。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございま
す。

私は、本日は、薬物使用等の罪を犯した者に対
する刑の一報の執行猶予に関する法律、これは、
二〇一三年六月に成立いたしまして、いよいよ來
年六月から法が施行されるということになつてお
ります。

かつて私が大好きだった漫才師で、寛太・寛大
さんという漫才師がおられまして……発言する
者あります。大阪では有名なんですね
けれどもね。持ちギヤグが、ちょっと待つてねとい
うんですね。ちょっと待つてねというギヤグなん
ですね。

このギヤグができた由来というのは、かつて、
大人しか入れないような夜の劇場で、前座として
舞台に立つわけですね。前座が終わって、次にい
よいよ踊り子さんが出てくる。しかし、なかなか
出でこない。お客さんからは、色気のない漫才師
は早く引つ込め、出ていけ、早く踊り子を呼べと
いうやじが飛ぶ。そのときに、寛太・寛大さん
が、ステージの袖にある樂屋に向かつて、おねえ
さん、そろそろどうですか、出てきてくれません
かと声をかけると、樂屋から大きな声で、ちょつ

と待つてねという声が返つてくる。お客さん、聞
いていただいたとおり、ちょっと待つてね。ここ
から生まれたというギヤグで、ちょっと待つてね
というギヤグがあるんです。

何のために私はこれを説明しているかといいま
すと、長い導入になりましたけれども、いよいよ
刑の一部執行猶予、これまで執行猶予といいま
すと、懲役二年、執行猶予三年と、実刑のうちの
二年を丸々全部執行猶予するということだったん
ですが、このたびは、例えば、懲役二年のうち、
一年六ヶ月は実刑、残りの六ヶ月について執行猶
予する、そしてその六ヶ月の執行猶予期間につい
ては、とりわけ薬物事犯者の場合は、五年から最長
五年の間、保護観察期間を設ける。

しかし、現状のままこの法制度が始まると、大
阪も含めまして、全国の保護観察所、保護観察官
あるいは社会復帰調整官など、現場は、ちょっとと
待つてねどころか、とても対応することができな
いという現状についてお示しし、厚生労働省も含
めて、法務省の対応策を確認させていただきたい
と思います。

それで、初めに、やはり刑事施設内の処遇だけ
ではなく、社会施設で処遇した方が、あるいは社
会内で処遇した方が、本人の更生や自立につなが
るということを思った法律の趣旨だというふうに
思うんですが、それを裏づけるような根拠やデー
タというのはあるんでしょうか。

○片岡政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘のように、薬物事犯者の再犯防
止、非常に重要な課題であると認識しております
す。

薬物事犯者のいわゆる再犯率ですが、もともと
ほかの犯罪よりも高いということです。
て、むしろ、最近では、減少どころか若干なりと
も増加しているのではないかということを示す各種
のデータが出ております。

その中で、社会内処遇、今、どのような効果が
認められるか、そういうデータがあるかというお
尋ねだと思いますが、端的に言いまして、刑務所

出所後、保護観察を受けたかどうかで区別する
データとして、満期出所者と仮釈放で出た者のい
わゆる五年内再入率、出所後五年以内で刑務所に
また再犯で再入したかどうかを示すデータでござ
いますが、これは、薬物事犯者、覚せい剤取締法
違反の満期釈放者ですが、六〇・二%であったの
に対し、仮釈放者は四一・二%と、約二〇ポイ
ントの差があるということになります。

○清水委員 今お答えがありましたように、保護
観察のついた仮釈放の方が再犯率はかなり低い
ということですから、社会内処遇が一定効果を果
たしているということは言えると思うんですね。

それで、いよいよ来年の六月から法が施行され
る。そこで、裁判所では、日本で初めてといいま
すが、刑の一部を執行猶予する判決が下されてい
く。当然、薬物事犯者も含めて出所者が社会へ出
てくるということなんですが、この制度が導入さ
れることによって、保護観察対象の薬物事犯者と
いうのは今後どう推移していくかというふうに見通
しておられるでしょうか。法務省。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、世界保健機関、WHOに
よる国際的な診断ガイドラインにおきましては、
アルコール、アヘン、大麻、鎮静薬、睡眠薬、コ
カイン等による依存症候群は精神疾患とされてお
りまして、厚生労働省もいたしましてもそのよう
に認識をしております。

○清水委員 厚生労働省も、薬物依存については
病気である、疾病であるということの認識が明らか
になりました。

つまりは、病気であるわけですから、刑事施設
内で懲らしめて再犯を防止するというよりは、社
会施設へ、つまり処罰から治療へ、この流れが、
国際的にも国内でも今後推移していくんだろうな
ということだと思ふんです。医療機関や社会施設
等を利用して更生に道を開くというのがこの法律
の趣旨でしょうね。そこはわかるんですが、問題
は、その受け入れ体制が十分かということなん
ですね。

ことし二月十九日に、犯罪対策閣僚会議再犯防
止対策ワーキングチーム幹事会、福祉・医療的支
援タスクフォース合同で、申し合わせとすること
で、「刑務所出所者等に対する福祉・医療的支援
の充実・強化等について」という文書が出されて
います。

ここでどういう現状認識をされているかとい
いますと、「薬物依存に関する治療や専門的支援を
行う医療・保健・福祉機関の数が不足していいる」

と。とりわけ、薬物依存の医療機関というのは本当に不足していると思うんですね。

法務省は、なぜ薬物依存患者の治療に取り組む医療機関が少ないので、不足しているのか、このことについてどのように認識されているでしょうか。

○片岡政府参考人 お答えします。

保護局あるいは法務省全体でもそうですが、何分、医学的なものについては専門外というところも多うございますので、そういうことを踏まえまして、平成二十三年からございますが、専門家等の専門家を構成員として、厚生労働省の関係部局等もオブザーバーに招いて、保護局の主催で薬物地域支援研究会という研究会を開催しております。そして、平成二十六年九月には同研究会から提言をいただいたところであります。

今のお委員御指摘のところですが、薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域の支援体制がまだ極めて不十分であると同提言で指摘されておりますが、その原因として、薬物依存が病気であるという認識、これがまず薄いのではないかという御指摘の上で、さらに、制度論としても、薬物依存症の治療の診療報酬体系においても、例えはアルコール依存症治療のような加算が設けられていないなど、制度的な問題もあるということ、そしてまた、今後、刑事司法機関、地域の医療保健、福祉機関や民間支援団体がさらに一体となって支援の充実に取り組むことが必要であるというような御指摘がなされております。

○清水委員 今答弁ありましたように、薬物依存というものが、やはりまだ、病気である、治療が必要であるということの社会的認知という点が医療機関も含めて非常に徹底されていないということ。

先ほど、アルコール依存と比して診療報酬体系の問題に言及されました。確かに、診療報酬として、アルコール依存のように加算がないんですね。いわば治療機関としては、メリットがないと言つたら、お金のためだけにやっているわけじゃ

と。とりわけ、薬物依存の医療機関というのは本当に足りないと思うんですね。

法務省は、なぜ薬物依存患者の治療に取り組む医療機関が少ないので、不足しているのか、このことについてどのように認識されているでしょうか。

○片岡政府参考人 お答えします。

保護局あるいは法務省全体でもそうですが、何分、医学的なものについては専門外というところも多うございますので、そういうことを踏まえまして、平成二十三年からございますが、専門家等の専門家を構成員として、厚生労働省の関係部局等もオブザーバーに招いて、保護局の主催で薬物地域支援研究会という研究会を開催しております。そして、平成二十六年九月には同研究会から提言をいただいたところであります。

今のお委員御指摘のところですが、薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域の支援体制がまだ極めて不十分であると同提言で指摘されておりますが、その原因として、薬物依存が病気であるという認識、これがまず薄いのではないかという御指摘の上で、さらに、制度論としても、薬物依存症の治療の診療報酬体系においても、例えはアルコール依存症治療のような加算が設けられていないなど、制度的な問題もあるということ、そしてまた、今後、刑事司法機関、地域の医療保健、福祉機関や民間支援団体がさらに一体となって支援の充実に取り組むことが必要であるというような御指摘がなされております。

○清水委員 今答弁ありましたように、薬物依存というものが、やはりまだ、病気である、治療が必要であるということの社会的認知という点が医療機関も含めて非常に徹底されていないということ。

先ほど、アルコール依存と比して診療報酬体系の問題に言及されました。確かに、診療報酬として、アルコール依存のように加算がないんですね。いわば治療機関としては、メリットがないと言つたら、お金のためだけにやっているわけじゃ

ないでしようけれども、ここはやはり是正する必

要があると思いますし、中央社会保険医療協議

会、中医協に対しても、診療報酬改定、厚生労働

省に答申を出しているところですから、法務省と

しても、病気ということなわけですから、アル

コール依存などと差異を設けるのではなく、しつ

かりとした診療報酬をつけてもらいたいというこ

とはぜひ協議、実現していただきたいと要望して

おきます。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

薬物依存症対策をいたしましては、私どもも、薬物依存症者が必要な医療を受けられる体制の整備、あるいは、社会復帰に向けた医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備等が必要であると考えてございまして、平成二十六年度から、全国五カ所の医療機関を依存症治療の拠点機関として位置づけまして、依存症に関する専門的な相談、治療及び回復の支援、また、関係機関や依存症者の家族等との連携、調整等を試行的に実施していくところでございます。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

道府県のうち、一人も診療機関への通所だとあ

るいは民間団体の支援というものを受けたことが

ない、ゼロというところが二十六都県あるわけなん

ですね。たまたまその県には支援を必要とする人

がいるなかったのか。私は、そんなことはないと思

うんですね。やはり、地域の適切な、通院だとか

通所だとか、そういう施設がなかつたからだとい

うふうに思つていまして、これは本当に、今、法

務省として、率直なところ、やはりこうしたこと

が全国的に不足している、現状、こういう認識で

はありますか。

○片岡政府参考人 お答えいたします。

今お委員御指摘のとおりでございます。今一番の

問題意識あるいは心配事でございます、この委員

御指摘の表と関連するんですが、専門的治療を行

う、あるいは支援を行う機関が存在しないという

都道府県があるという、地域によつて、そういう

支援を受けたくともその地域にそういう機関がな

いという都道府県、この表と多少ずれますが、

我々把握している限りでは、二十四の都道府県が

そういう実施機関がないということでございま

す。

ちなみに、この表は、県境をまたいで治療を受

けている人も入っていますので、ちょっととずれています。我々の把握しているところでは、二十四都道府県がそういう実施機関がないということ

でございます。

○清水委員 今お話ありましたように、二十四都道府県がそういう実施機関がないということなんですね。資料の一をごらんください。これは法務省からいたいたした資料です。「医療機関、精神保健福祉センター等に通院、通所して治療・支援を受けた薬物依存のある保護観察対象者数」ということで、昨年四月から九月の半年間に調査をされたものなんですね。全体で百四十九名。先ほど言いました、よう、現行では保護観察対象者は三千から四千、全てが薬物事犯というわけではありませんけれども、やはり相当な数があるわけで、それに比べて、支援を受けた人が百四十九人ということがありますね。

○片岡政府参考人 お答え申し上げます。

このまま法律を施行しますと、一層支援を受けられない薬物依存者が派出所されるということはもう明らかです。先ほどのタスクフォースの申し合

わせでも、「法務省及び厚生労働省は、保護観察所や医療・保健・福祉機関による薬物依存者への

支援が円滑かつ効果的になざれるよう、連携の指

針となるガイドラインを定め、関係機関に周知す

ること」とあるわけですが、このタスクフォース

の申し合わせが二月十九日ですから、もう半年にならぬわけで、進捗状況をちょっと教えていただけますでしょうか。法務省。

○片岡政府参考人 先ほどの研究会、お話ししま

したが、その研究会の専門家の御意見も伺いなが

ら策定しています。目標としては年内あるいは年

度内に策定したいと思っていますが、今、非常に

我々が注目しているのが、そのガイドラインの内

容の、ちょっとと触れますと、保護観察中の医療

的、福祉的支援に関する関係機関等との連携のみ

ならず、刑事施設に入所中の段階から派出所のそ

ういう医療的、福祉的な支援を目指したアセスメン

トあるいは連携が必要だという、その具体的な連

携についてのガイドライン、あるいは、保護観察

終了後にももちろん当該対象者には支援が必要で

すから、その取り組みも、こういうことをすべき

じゃないかというガイドラインの中に盛り込まれるということで、非常に我々としても期待してい

るというところでございます。

○清水委員 今のは非常にいい答弁だと思います

て、保護観察対象者だけに限つてガイドラインを

つくるというよりは、刑事施設内にいるときか

ら、この人にはどういう治療や支援が必要か、ま

た、保護観察が終わつた後もさまざまなもの

アップを進めていくという答弁だったと思うんで
す。

今そのガイドラインの中に、医療機関や支援機関を、例えば空白県に設置するとか、さらにはそうした施設を恒常的にふやしていくとか、もつと言えど、法施行後、支援が受けられないといふ

薬物依存者を一人も出さないとか、そうしたところが私は肝要だと思うんですが、こうしたことについてではまだ検討されていないということなんでしょうか。法務省でもいいですし、これは連携して検討するということですから厚生労働省でもいいんですけれども、お答えできるのであれば。なれば、まだこれからだということでも構わないとですけれども、ちょっとと確認させていただけますか。

○片岡政府参考人 「よく簡単に申しますと、まさに今それを協議中でございまして、法務省のあれですよと、まず、アセスメント、本当に治療がどの程度要るのかどうかをしっかりと聞いて、仮に帰住先との関係で専門的な医療が受けられないときに、例えば帰住先の調整をするとかいうことが必要になつてまいりますので、それらを含めた、先ほど御指摘ありましたが、施設内にいる段階から調整していくということが非常に重要なとおもっていまして、そのためのアセスメントといふことも非常に重要だと考えております。

○藤井政府参考人 ガイドラインにつきましては今法務省の方から答弁があつたとおりでございましますけれども、先ほどの医療提供体制の確保につきましては、先ほど拠点医療機関につきましてお答えを申し上げましたけれども、私どもとしては、それ以外にも、依存症治療に効果があると言われております認知行動療法につきまして、できるところがまだ限られているというようなお話を「ございましたけれども、地域の精神保健福祉センターでの実施の助成をいたしましたり、あるいは職員に対する研修をしたりということを、これは今年度の予算事業の中でも取り組んでおります。

もとしても取り組んでまいりたいと考えております。

○清水委員 ゼひスピードアップして対応を充実していただきたいことは、もう当然だと思うんですね。

大臣、私も、大阪保護観察所へ行きまして、現

場の保護観察官や社会復帰調整官からいろいろお話を聞かせていただきて、本当に、保護観察対象者の方に治療機関、診療機関あるいは支援機関を紹介する、あてがうというのにもう四苦八苦されているんですね。

それで、これはもう一回確認なんですかけれども、派出所に対しても医療機関を紹介する、それを見つけてくる、入院先を探す、それはそもそもどこに責任があつて、誰の仕事の任務として行つているんでしょうか。

○片岡政府参考人 お答えします。

仮釈放等保護観察対象者ということであれば、やはり保護観察に影響しますので保護観察所、あるいは、施設に入っている者は更生保護施設等の担当者が病院等に連絡をしたりして探しておりますが、ただ、満期出所者もいるということを考えますと、保護観察だけで全て手当でできるかというと、ちょっとそれは難しいかなと思います。

○清水委員 ちょっと大臣に、もしよければ感想をいただきたいんですけども、医療機関が不足しているという認識は法務省も持つていると。厚生労働省とガイドラインを作成する中で、今後さまざま対応はしていくと。それはそれでいいと思うんですけども、先ほども言いましたように、法が施行されると保護観察対象者がどんどん累積されていくわけですよ。今でも現状不足している。ですから、こういう状況で法が施行されるとなると、例えば野球に例えると、まだ守備についてグラブもはめていないのに、いきなりノックの練習が始まるとということになると思うんですよ。そういう場合は、すぐにグラブをはめるか、もしくはノックするのを待つてもららうかというような状況だと思うんですよね。

これは、現場の保護観察官や調整官だけに診療機関を探してこいとかということではちよつと限界

があるというふうに、私は今、現時点でですよ、努力しているのはわかりますが、非常に危機感を持つっているんですけれども、どのように認識されていますか。

○上川国務大臣 御指摘のとおり、刑の一一部執行猶予制度が実施されますと施行後の期間が毎年経過をするわけでありますけれども、その間、保護観察対象者が累積増加する、こうした状況でございまして、その意味では、保護観察官の業務負担だけでも大変重くなるというところでございます。

また同時に、薬物ということになりますと、今御指摘のような、病院を探す、処遇についても、地域の中での各施設についても、つながりをどうするかということについてもサポートしていくこということが必要になる。

そういう意味では、保護観察官の仕事を支える上でも、全体の中で支援体制についてはしっかりとしていかなければいけないし、病院との連携も含めてシームレスに取り組んでいかなければいけないことがあるというふうに考えます。

○清水委員 今、実際に保護観察所で働いている職員がどういう過重な状況にあるかというのは、機会があれば、大臣にも、別に大阪に限らずでしけれども、ぜひ実際に現場の声を聞いていただきたいと私は思うんですね。

新たな覚醒剤事犯者処遇プログラムの受講が特別遵守事項として定められるわけで、二週間に一回程度のペースで五回、保護観察所へ行つて、保護観察を受けている人、執行猶予中の人は、そこで、認知行動療法だとか、いろいろなワークブックを読むわけですよね。同時に、そこで、簡易薬物検査、尿検査をして、陽性反応が出なければいいし、出れば、警察だとか検察庁と相談してまた服役してもらうという措置についてもやらなければならぬ。これが終わってからも、フォローアップということについても、月一回のペースで

任務としては続くわけなんですよ。これは最長五年になりますからね。五年間ということですか

ら、これは、受ける方にも負担がありますし、それに対応する方にも負担があるというふうに私は思うんですね。

○片岡政府参考人　ただいまの御質問の趣旨に鑑みまして、第一線の保護観察に当たっている保護観察官ということに限らせていただきますと、平成二十七年度の数字で九百六十六人となつております。

○清水委員　一〇〇四年からずっと更生保護法の見直しが始まりまして、有識者会議からの提言で、当時六百数十名だったんですけども、倍増を認められているんですよ。もう三百人にしようと。この有識者会議の提言には、「公務員の定員削減を目指す行政改革が進行中であり、厳しい定員事情にあることは承知しているが」という前置きもちゃんと書いて、しかし、「国民の安全・安心を確保することは国の基本的な責務であり、国民が必要とする分野に予算・人員を集中すべきであると考える。」よって、保護観察官は倍増という提言があるんですね。

当時の千三百人という数字から見ると、この間ふえてきているとはいえ、まだまだ足らないというような状況だと思いますし、保護観察所における処遇実施体制の整備というのがやはり不可欠ではないか。

先ほど答弁いただいたんですけれども、保護観察官を支えるための連携だとかいうことは当然大事ですけれども、実際現場で働いているのは彼らなわけですよ。繰り返しになりますけれども、法が施行されると、どうと保護観察対象者がふえる、どう考へてもこれは支え切れない。現場からは、ちょっと待つてどころか、もつと待つて、やめてくれ、対応できないと。

だから、法施行するのであれば、やはり人員を確保していくといふことも含めて、私は、これは確保していくといふことに限らせていただきますと、平成二十七年度の数字で九百六十六人となつております。

趣旨の説明を聴取いたします。上川法務大臣。

予算にかえられないという提言も出ているわけで
すから、大臣、ここはちょっと重みを持つて検討
していただきたいと思うんですが、いかがでしょ
うか。

○上川国務大臣 保護観察所の体制を初めとい
しまして、必要な体制の整備ということについて
は大変大事な項目でございまして、平成二十八年
度の概算におきましても、法務省といたしまし
て、保護観察所の保護観察官等につきましては八
十八名の増員を要求しているところでございま
す。とりわけ、この薬物検出検査、先ほど御指摘
ありましたけれども、薬物処遇プログラムの効果
的な実施、さらに、身寄りのない薬物事犯者を受
け入れる薬物処遇重点実施更生保護施設、こうし
たところの拡充というところについても予算要求
をあわせてしてまいり、必要な体制整備について
は全力で取り組んでまいりたいというふうに思つ
ております。

○清水委員 今後、自立更生促進センターという
ところに専従職員を配置しますから、現行の観察
官だと調整官がそちらへ回るということになると
、現場は現場でまた人手不足に陥るわけなんで
すね。こうしたことについてもしっかりと認識し
ていただいて、職場の整備、拡充については急い
でやつていただきたい。今、そういう決意も込め
られていましたので、信頼したいと思いま
す。

最後に、裁判所の方にお伺いしますね。
これまで刑の範囲内の執行猶予だったわけで
すけれども、これからは、判決宣告時にその対象
者に対して、一部執行猶予、あわせて保護観察期
間を宣告するわけですよ。

普通は、改悛の状が見られるかどうかとか、あ
るいはその対象者が派出所した後は家庭に戻れるの
か、自身なのか、住むところはあるのか、帰住先
がないのか、あるいは地元にまた薬物に手を染め
るような不良グループや悪い仲間がいるのかいな
いのかとか、そしてちゃんとした施設に、例えば
ダルクのようなリハビリ施設につなぐことができ
ます。

るのか、こういうことまで見越さないと、一部執
行猶予を判断したり、ましてや、五年という保護
観察期間をその時点で判断するということは非常
に難しいというふうに思うんですが、裁判所とし
ては、いよいよ来年六月からこれが始まるのに関
して、どのように運用していくことを考えておられ
るんでしょうか。

○平木最高裁判所長官代理者 刑の一部執行猶予
制度が施行された際には、当事者から一部執行猶
予を意識した主張、立証が行われるものと思つて
おりますが、いずれにしましても、事件を担当す
る裁判官が、個々の具体的な事件において必要な
証拠調べを行い、当事者の意見を聞いた上で、被
告人に對して刑の一部執行猶予がふさわしいかど
うか、執行猶予期間をどのように定めるかなどを
法律の要件に従つて適切に判断することになるも
のと思つております。

もともと、刑の一部執行猶予はこれまでにな
い新しい制度でござりますので、どのようなものが
一部執行猶予にふさわしいのか、猶予期間をどの
程度に定めればよいのかといった点につきまし
て、各裁判所において制度の施行に向けて議論を
しているものと承知しております。

最高裁判所といたしましても、裁判官が議論す
る場を設けたり、立法時の議論状況を周知したり
するなどして、各裁判官において適正な判断がで
きるように支援してまいりたいと考えておるところ
でござります。

○清水委員 引き続きこの問題を取り上げてまい
りました。

○奥野委員長 次に、内閣提出、外国人の技能実
習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法
律案を議題といたします。

外国人の技能実習の適正な実施
の保護に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○上川国務大臣 外国人の技能実習の適正な実施
及び技能実習生の保護に関する法律案につきまし
て、その趣旨を御説明いたします。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の
移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力
することを目的とする制度として、我が国の国際
貢献において重要な役割を果たしていますが、一
方で、同制度に関しては、制度の趣旨を理解せ
ず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策
として使われており、その結果、労働関係法令の
違反や人権侵害が生じている等の指摘があり、指
摘されている問題点の改善を行ひ、制度の趣旨に
沿つた運用の確保を図る必要があります。また、
こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用
を促進するため、制度の拡充を図ることも求めら
れています。

そこで、技能実習を実施する実習実施者やその
実施を監理する監理団体に対し必要な規制を設
け、管理監督体制を強化するとともに、技能実習
生の保護に係る措置等を定め、あわせて優良な実
習実施者や監理団体に対してはより高度な技能実
習の実施を可能とするため、本法律案を提出した
次第であります。

この法律案の要点を申し上げます。
第一に、技能実習の基本理念及び関係者の責務
を定めるとともに、技能実習の実施者や監理団体
に対する規定について、公表の日から施行する
こととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

最後に、この法律案の施行期日は、平成二十八
年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日
としておりますが、外国人技能実習機関の設置等
に関する規定については、公布の日から施行する
こととしております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く
ださいますようお願いいたします。

○奥野委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

○奥野委員長 次に、内閣提出、外国人の技能実
習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法
律案を議題といたします。

第三に、実習実施者及び監理団体が、技能実習
の適正な実施及び技能実習生の保護について重要
な役割を果たすことにより鑑み、実施の届け出及び監
理団体の許可の制度を設けるとともに、これらの
者に対する主務大臣の立入検査、改善命令、許可
取り消し等の権限を定め、技能実習制度の適正化
を図ることとしております。

第四に、技能実習生に対する人権侵害行為等に
ついて、禁止規定を設け、違反に対する所要の罰
則を規定すること等により、技能実習生の保護を
図ることとしております。

第五に、外国人技能実習機関を認可法人として
新設する枠組みを設け、技能実習計画の認定及び
監理団体の許可に関する事務、実習実施者及び監
理団体に対する実地検査、技能実習生に対する相
談及び援助等を行わせることとしております。

第六に、制度拡充の一環として、現在、技能実
習は二段階となつてますが、新たに第三段階を
設け、第二段階の目標を達成した者は、この第三
段階に進み、優良な実習実施者及び監理団体のも
とで、より高度な技能実習を行うことを可能にす
ることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。

最後に、この法律案の施行期日は、平成二十八
年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日
としておりますが、外国人技能実習機関の設置等
に関する規定については、公布の日から施行する
こととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く
ださいますようお願いいたします。

○奥野委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

○奥野委員長 次に、内閣提出、外国人の技能実
習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法
律案を議題といたします。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一条～第七条)	第二章 技能実習
第一節 技能実習計画(第八条～第二十二条)	第二節 監理団体(第二十三条～第四十五条)
第三節 技能実習生の保護(第四十六条～第四十九条)	第四節 補則(第五十条～第五十六条)
第三章 外国人技能実習機構	第三章 外国人技能実習機関
第一節 総則(第五十七条～第六十三条)	第一節 総則(第五十七条～第六十三条)
第二節 設立(第六十四条～第六十八条)	第二節 設立(第六十四条～第六十八条)
第三節 役員等(第六十九条～第八十一条)	第三節 役員等(第六十九条～第八十一条)
第四節 評議員会(第八十二条～第八十六条)	第四節 評議員会(第八十二条～第八十六条)
第五節 業務(第八十七条～第九十条)	第五節 業務(第八十七条～第九十条)
第六節 財務及び会計(第九十一条～第九十八条)	第六節 財務及び会計(第九十一条～第九十八条)

知識(以下「技能等」という。)の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第一条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をい

い、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習を行つた者をいう。

第二条 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習(本邦の公私

機関の外国にある事業所の職員である外国人をい

う。以下同じ。)又は本邦の公私機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私

の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入

管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。)をもつて、これ

らの本邦の公私機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

第七節 監督(第九十九条～第一百条)

第八節 補則(第一百一条～第一百二条)

第四章 雑則(第一百三条～第一百五十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けることにより、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働成り、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は

3 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習(第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習(第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号企業単独型技能実習(第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

四 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習(外国人が、技

能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の常勤を目的とした法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習(第一号企業單独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

三 第二号団体監理型技能実習(第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。)をもつて、本邦の常勤を目的とした法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

四 この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

五 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をい

う。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習を行わせようとする者をい

う。以下同じ。)との間ににおける雇用関係の成立のあつせん及び団体監理

型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行ふことをいう。

六 この法律において「監理団体」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可(第三十二条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三

十七条第二項の規定による第二十三条第一項第

にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

七 この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習生(第三号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

四 この法律において「実習監理」とは、団体監理型技能実習実施者及び団体監理型実習実施者をい

う。以下同じ。)の規定による変更があったときは、その変更後のものをいう。以下同じ。)を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

五 この法律において「実習実施者」とは、実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をい

う。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習を行わせようとする者をい

う。以下同じ。)との間ににおける雇用関係の成立のあつせん及び団体監理

型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行ふことをいう。

六 この法律において「監理許可」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可(第三十二条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三

十七条第二項の規定による第二十三条第一項第

五 技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七 技能実習を行わせる事業所¹⁾とに、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。

八 団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体（その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合²⁾は、申請者が、技能実習計画が監理を受けた者に限る。）による実習監理を受けること。

九 技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

十 第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

十一 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。
(認定の欠格事由)

第十二条 次の各号のいづれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の

刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十五条の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第一百二条、第一百三十三条の二若しくは第一百四十六条第一項（同法第一百三十二条又は第一百三十三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

六 第十六条第一項の規定により実習認定を取

り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合に

ついては、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に當該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

八 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十 営業に關し成年人と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいづれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいづれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(技能実習計画の変更)

第十二条 主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であつた者（以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であつた者（報告徵収等）

第十三条 主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であつた者（以下この項及び次条第一項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であつた者（報告徵収等）

第十四条 主務大臣は、第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、第八条第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料を機構に納付しなければならない。

第十五条 機構は、第八条第一項の認定を行つたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第十六条 主務大臣が第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、第八条第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料を機構に納付しなければならない。

第十七条 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

第十八条 主務大臣は、第一項の規定により機構に認定事務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた認定事務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条 主務大臣は、第一項の規定により機構に認定事務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた認定事務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第二十条 主務大臣は、第一項の規定により機構に認定事務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた認定事務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第二十一条 実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」という。）について第八条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）

は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

二、役員の氏名及び住所

三、監理事業を行う事業所の名称及び所在地

四、一般監理事業又は特定監理事業の別

五、第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所

六、外国の送出機関(団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定めた要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。)より団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名前及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七、その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五回省令第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行なう団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。申請者は、実費を勘定して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

7 申請者は、第一項の許可を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

二、役員の氏名及び住所

(機構による事実関係の調査の実施)
第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、前条第一項の許可をするときは、機構が第四項の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前条第二項の規定にかかるわざ、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

二、監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

定める基準に従つて適正に行なうに足りる能力を有するものであること。

2 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、前項の通知を機構を経由して行わなければならない。

(許可の欠格事由)

二、監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

監理事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

2 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、前項の通知を機構を経由して行わなければならない。

(許可の欠格事由)

二、監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

除く)に該当する者となつたことによる場合に限る)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した當時現に当該処分を受けた者の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの。

二 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの。

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者(職業安定法の特例等)

第二十七条 監理団体は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習職業紹介事業(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあつせんすることを業として行うもの)をいう。以下この条において同じ)を行うことができる。

2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、監理団体を職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の第三項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者は雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第一条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)、第三十三条

の六から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)及び第三十三条の七の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)、及び第三十三条の七並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む)の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

4 前三項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に関する事務については、第十八条の規定を準用する。

(監理費)

第二十八条 監理団体は、監理事業に係り、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

(許可の条件)

第三十条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、又は当該監理許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十一条 第二十三条第一項の許可の有効期間(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して三年を下らない期間であつて監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

(変更の許可等)

第三十二条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘査して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く)並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4 主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘査して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く)並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

3 主務大臣は、許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二十三条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

5 主務大臣は、第三項の規定による監理事業を行ふ事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

監理団体は、第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。

7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用す

（技能実習の実施が困難となった場合の届出）第三十二条 監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わざることが困難となつたと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。
（事業の休廩止）第三十四条 監理団体は、監理事業を廩止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廩止又は休止の日の一月前までに、その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。
（報告徵収等）第三十五条 主務大臣は、この節の規定を施行するためには必要な限度において、団体監理型技能実習関係者監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であつた者をい。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類

の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理

型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（改善命令等）

第三十六条 主務大臣は、監理団体が、この法律の他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合におい

て、監理事業の適正な運営を確保するために必

要があると認めるときは、当該監理団体に対

し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善

するためには必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場

合には、その旨を公示しなければならない。

（許可の取消し等）

第三十七条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消

すことができる。

一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合し

なくなつたと認めるとき。

二 第二十六条各号（第一号、第三号並びに第

五号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当する

こととなつたとき。

三 第三十一条第一項の規定により付された監理

許可の条件に違反したとき。

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労

働に関する法律の規定であつて政令で定める

もの又はこれらの規定に基づく命令若しくは

処分に違反したとき。

は著しく不當な行為をしたとき。

2 主務大臣は、監理許可（一般監理事業に係るものに限る。）を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、職權で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができる。

3 主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第三十八条 監理団体は、自己の名義をもつて、他人に監理事業を行わせてはならない。

（認定計画に従つた実習監理等）

第三十九条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

（監理団体の設置等）

2 監理団体は、その実習監理を行つた団体監理型技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当つては、当該団体監理型技能実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、

団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従

い、その業務を実施しなければならない。

（監理責任者の設置等）

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体

監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛

生法その他の労働に関する法令に違反しないよ

う、監理責任者をして、必要な指導を行わせな

ければならない。

（監理団体の設置等）

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体

監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛

生法その他の労働に関する法令に違反している

と認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行つたと

きは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

すること。

二 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に關する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に關すること。

三 次節に規定する技能実習生の保護その他団体監理型技能実習生の保護に關すること。

四 団体監理型技能実習実施者等及び団体監理型技能実習実習実施者との連絡調整に關すること。

五 团体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に關し、第九条第七号に規定する責任者との連絡調整に關すること。

六 国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に關する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に關すること。

七 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 第二十六条第五号イ（第十条第十号に係る部分を除く。）又はロからニまでに該当する者

の選任の日以後に出入国又は労働に關する法令に關し不正又は著しく不當な行為をした者

者

二 前項の規定による選任の日前五年以内又は

その選任の日以後に出入国又は労働に關する法令に關し不正又は著しく不當な行為をした者

者

三 未成年者

四 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体

監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛

生法その他の労働に関する法令に違反しないよ

う、監理責任者をして、必要な指導を行わせな

ければならない。

五 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体

監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛

生法その他の労働に関する法令に違反している

と認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

六 監理団体は、前項に規定する指示を行つたと

きは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

七 監理責任者を選任しなければならない。

（帳簿の備付け）

八 出入国又は労働に關する法令に關し不正又

一 団体監理型技能実習生の受入れの準備に關

務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行ふ事業所に備えて置かなければならない。

第四十二条 監理団体は、その実習監理を行ふ団体監理型実習実施者について、第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行つたときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行ふ事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(個人情報の取扱い)

第四十三条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型技能実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第四十四条 監理団体の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(主務省令への委任)

第四十五条 この節に定めるもののほか、監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に關

し必要な事項は、主務省令で定める。

第三節 技能実習生の保護

(禁止行為)

第四十六条 実習監理を行う者(第四十八条第一項において「実習監理者」という。)又はその役員若しくは職員(次項において「実習監理者等」という。)は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不正に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。

(指導及び助言等)

第五十条 主務大臣は、この章の規定の施行に關し必要があると認めるときは、実習実施者及び監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる。

(連絡調整等)

第五十一条 実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他の関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

(連絡調整等)

第五十二条 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

(事業協議会)

第五十三条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この項において「事業協議会」という。)を組織することができる。

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る技能実習生の保護のために必要な協力を要請することができる。

(事業協議会)

第五十五条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めることは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

(事業協議会)

第五十六条 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。

(指導及び助言等)

第五十七条 実習監理者等は、技能実習生等(技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下この項において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者と

の間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

2 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

3 第四十八条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員(次項において「技能実習関係者」という。)は、技能実習生の旅券(入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。)又は在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。)を保管してはならない。

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他

の私生活の自由を不当に制限してはならない。

(主務大臣に対する申告)

第四十九条 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員(次項において「実習実施者等」という。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事實を主務大臣に申告することができる。

(主務省令への委任)

第五十条 この節に定めるもののほか、監理団体の許可の手続その他この節の規定の実施に關

し必要な事項は、主務省令で定める。

(事業所管大臣への要請)

第五十一条 主務大臣は、技能実習の適正な実施

及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣(次条第一項において「事業所管大臣」という。)に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に關し必要な協力を要請することができる。

第五十二条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行なうことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならない。

2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

(事業所管大臣への要請)

<p>の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるとときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>(地域協議会)</p> <p>第五十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。</p> <p>3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その地域の実習生の保護に踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。</p> <p>4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関することができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、地域協議会が組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。</p>	
<p>(発起人)</p> <p>第六十四条 機構を設立するには、技能実習に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。</p> <p>(定款の作成等)</p> <p>第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を</p>	
<p>(機関の目的)</p> <p>第五十七条 外国人技能実習機構(以下「機構」という。)は、外国人の技能等の修得等に関する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図</p>	
<p>り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。</p> <p>(法人格)</p> <p>第五十八条 機構は、法人とする。</p>	
<p>(数)</p> <p>第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。</p> <p>(資本金)</p> <p>第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。</p> <p>2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>(名称)</p> <p>第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。</p> <p>2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。</p> <p>(登記)</p> <p>第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対する抗することができない。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</p> <p>第六十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p>	
<p>第三章 外国人技能実習機構</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 設立</p> <p>(役員)</p> <p>第六十九条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第七十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>3 監事は、機構の業務を監査する。</p> <p>4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員の任命)</p> <p>第七十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第七十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることがある。</p> <p>(役員の欠格条項)</p> <p>第七十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。</p>	

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
(役員の兼職禁止)

四 職務上の義務違反があるとき。

第五十七条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利の承認を受けたときは、この限りでない。

(監事の兼職禁止)

第五十六条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十七条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第五十八条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第五十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第四節 評議員会

(設置)

第八十二条 機構に、第八十七条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。)の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に關し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

4 第十八条第一項(第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により事業関係の調査を行うこと。

5 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

6 第二十四条第二項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可証を含む。の規定により申請書を受理すること。

7 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

8 第二十九条第二項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

9 第二十九条第三項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

10 第二十九条第五項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

11 第二十九条第六項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

12 第二十九条第七項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

13 第二十九条第八項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

14 第二十九条第九項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

15 第二十九条第十項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

16 第二十九条第十一項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

17 第二十九条第十二項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行ふこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項(第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業関係の調査を行ふこと。

ホ 第二十四条第二項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。

ヘ 第二十九条第四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証を含む。の規定により申請書を受理すること。

ヌ 第二十九条第六項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第七項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第八項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第九項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十一項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十二項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十三項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十四項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十五項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十六項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十七項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

ヌ 第二十九条第十八項(第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において准用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行ふこと。

に附帯する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 第八十一条及び第八十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。

(業務方法書)

第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うために必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行うため必要があると認めたときは、国(行政機関の長)及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこ

れに附帯する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 第八十一条及び第八十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。

(業務方法書)

第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うために必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

2 機構は、その業務を行うため必要があると認めたときは、国(行政機関の長)及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の交付の要請等)

第九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(財務諸表等)

第九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこ

これらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という)を、各事務所に備え置き、主務省令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 財務諸表等は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

5 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されいるときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものと/orことができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

第九十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第八十七条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

第九十五条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項及び第二項の認可をしないとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

(交付金)

第九十六条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

(余裕金の運用)

第九十七条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第九十八条 この法律に定めるもののほか、この節の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令

で定める。

(監督)

第七節 監督

第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第一百条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第八節 補則

第一百一条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第一百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第四章 雜則

第一百三条 この法律における主務大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發する命令とする。

(主務大臣等)

第一百四条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徵収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査第四十一条第三項から第五項までの規定を施行するために行うもの

に限る。(次項及び次条において「報告徵収等」という)の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による委任により、第一項の規定により委任された権限を地方運輸局に委任することができる。

3 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く)は、主務省令で定めるところにより、地方運輸局の長に委任することができる。

4 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く)は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(職權の行使)

第一百五条 主務大臣は、報告徵収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職權を労働基準監督官に行わせることができる。

2 國土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第一項の規定により國土交通大臣に委任された場合には、報告徵収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職權を船員労務官に行わせることができる。

(国等の連携)

第一百六条 国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他の相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

2 機構は、前項に規定する連携のため、主務大臣に対し、主務大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行わなければならない。

(主務省令への委任)

第一百七条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令

で定める。

第五章 罰則

第一百八条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項の規定に違反して実習監理を行った者
- 二 偽りその他不正の行為により、第二十三条第一項の許可、第三十一条第二項の規定による許可の有効期間の更新又は第三十二条第一項の変更の許可を受けた者
- 三 第三十七条第三項の規定による処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 四 第三十八条の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

百十条 第四十四条、第五十四条第四項、第五十六条第四項又は第八十条(第八十六条及び八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項の規定による処分に違反した者
- 二 第二十八条第一項の規定による処分に違反した者のうち、おけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 三 第三十六条第一項の規定による処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 四 第四十七条の規定に違反した者
- 五 第四十八条第一項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者

六

第四十八条第二項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者

- 七 第四十九条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 八 第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第三十四条第一項の規定による届出を行ないで、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

- 十 第四十条第一項の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 十一 第四一条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 十二 第百条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十四 第十九条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者
- 十五 第二十条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者
- 十六 第二十三条第二項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第二十三条第三項(第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類(以下「旧入管法」という。別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動の認可又は承認を受けなかつたとき。)
- 十七 第六十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 十八 第八十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 十九 第九十三条第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたと提出した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員
- 二十 第九十七条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

六 第九十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第七百五十五条 第六十一条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

第二条 第一百四十二条第一項の規定による登記免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)別表第三の改正規定に限る。、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、

第百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条までの間において政令で定める日から施行する。

第三条 附則第十三条第一項の規定によりなお從

前の例によることとされた附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧入管法」という。別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(技能実習に関する経過措置)

第三条 附則第十三条第一項の規定によりなお從前までの間において政令で定めた技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動(以下「旧入管法」という。別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

二 前項に規定する者又はこの法律の施行の日

以前に旧入管法別表第一の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

二 前項に規定する者又はこの法律の施行の日以前に旧入管法別表第一の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者が行う活動は、技能実習に該当しないものとする。

三 第八十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十三条第二項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は縦覧に供しなかつたと提出した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

五 第九十七条の規定に違反して業務上の余裕

「留資格者等」という。が第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第一条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第一項の主務省令で定めるもの」とする。

3 旧技能実習在留資格者等が第一号企業単独型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、第一条第二項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第二号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第三項の主務省令で定めるもの」とする。

4 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めるものを修了した場合においては、当分の間、同号中「第二号企業単独型技能実習」とあるのは、「附則第三条第三項の主務省令で定めるもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等が第一号団体監理型技能実習に相当するものとして主務省令で定めたものを修了した場合においては、第二条第四項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「第一号団体監理型技能実習」とあるのは、「附則第三条第四項の主務省令で定めるもの」とする。

技能実習に相当するものを含む。)と、「第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に相当する技能実習計画」とあるのは、「相当技能実習計画」と、同条第十一号中「技能実習生(技能実習に相当するもの(附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)」を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。)に技能実習(技能実習に相当するものを含む。)とする。

(外国人技能実習機構に関する経過措置)

第五条 この法律の施行にその名称中に外国人技能実習機構という文字を用いている者については、第六十一条第二項の規定は、第三章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日から始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第九十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(施行前の準備)

第八条 第八条第一項の認定及び第二十三条第一項の許可の手続は、施行日前においても行うことができる。この場合において、主務大臣は、第十二条及び第二十四条の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。

第二十三条第一項の許可の手続を施行日前に行なう場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

3 第二十三条第一項の許可の手続に係る申請書類又はこれに添付すべき書類であつて虚偽の記載

する旧技能実習在留資格者等が行う活動に係る主務省令で定める計画(以下この号において「相

当技能実習計画」という。)と、「第二号企業單獨型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に相

するもの(提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

も、同項の罰金刑を科する。

(国立国会図書館法の一部改正)

第九条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号に次のように加える。

ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十号)第百八条の罪

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本勤労者住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第二項中「又は第二号イ」を、「第一号イ若しくはロ又は第三号イ」に改める。

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十号)第百八条の二の二第二項中「前項各号に掲げる在留資格を高度専門職の下欄第二号に係るものに限る。」に改める。

別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イの表の高度専門職の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けことができない。

第二十条の二第二項中「前項各号に掲げる在留資格を高度専門職の下欄第二号に係るものに限る。」に改める。

第二十二条の五第一項第七号中「日本勤労者住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第七条 第八条第一項の認定及び第二十三条第一項の許可の手續は、施行日前においても行うことができる。この場合において、主務大臣は、第十二条及び第二十四条の規定の例により、機構に、認定事務又は調査の全部又は一部を行わせることができる。

第二十三条第一項の許可の手續を施行日前に行なう場合において、厚生労働大臣は、同条第六項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

3 第二十三条第一項の許可の手續に係る申請書類又はこれに添付すべき書類であつて虚偽の記載

のもの(提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

も、同項の罰金刑を科する。

(国立国会図書館法の一部改正)

第九条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

も、同項の罰金刑を科する。

(国立国会図書館法の一部改正)

第九条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画(技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)に係る業務に従事する活動

た同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動別表第一の二の表技能実習の項下欄第二号及び口を次のように改める。

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第一項第一号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第一項第一号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第一項第一号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第一項第一号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第一項第一号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者並びに第三項第一号及び第四項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る)を受けて在留する。)

第一項第二号に掲げる在留資格への変更及び在留期間の更新については、この限りでない。

前項ただし書の規定にかかわらず、この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に係るものに限る)をもって本邦に在留する者当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る)からされた旧入管法第二十条第一項の規定による許可をする

二 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に係るものに限る)をもって本邦に在留する者当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

三 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留資格をもつて本邦に在留する者)をもって本邦に在留する者当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る)からされた旧入管法第二十二条第一項の規定による旧入管法第二十条第三項の規定による許可をする

四 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留資格をもつて本邦に在留する者)をもって本邦に在留する者当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月を経過する日までの間に満了する者に限る)からされた旧入管法第二十二条第一項の規定による証明書の交付を受けた者及び前項第二号の規定によりなお従前の例によることとする。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(所得税法の一部改正)	

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(法人税法の一部改正)	

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る)の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(印紙税法の一部改正)	

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に關する文書の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号))	

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号))	

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号))	

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号)
(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第百三十九号))	

れる場合における同条第一項の規定による証書の交付を受けた者から施行日以後にされた前条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六条第二項の上陸の申請に対する処分については、施行日(前項第二号の規定によりな

お従前の例による)とされる場合における旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日から三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る)からされた旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付を受けた者にあっては、この限りでない。

三 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る)からされた旧入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付を受けた者にあっては、この限りでない。

及び第五号(同条第一号の業務に係る業務に限る)。(業務の範囲)の業務に関する文書

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える。

許可件数	一件につき一万五千円

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の一の項とし、同項の前に次のように加える。

一 外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の二の項中「(専ら自己)の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十一 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
	第十二条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第十三条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第十三条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)
別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)
別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十三条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)
別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「職業能力開発促進法」

の下に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)」を加える。

第二十一条第一項中「(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十

例による。
(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十七条 その他の附則の規定

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

外 国 人 の 技 能 実 習

平成二十七年九月十八日印刷

平成二十七年九月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F